
令和 7 年度市町村子ども会連絡協議会事務担当者会議

資 料

子ども会安全共済会事業

【愛知県子ども会連絡協議会ホームページ】

安全共済会の各様式がダウンロードできます

<http://www.aichi-fukushi.or.jp/kodomokai/>

令和6年度 安全共済会加入者集計

(人)

No	地 区 名	子ども会数	幼児	小学生	中学生	高校生	指導者	内ネット	加入者合計
1	豊橋市	58	231	1,921	116	8	821	0	3,097
2	岡崎市	104	678	5,383	335	89	4,787	11,272	11,272
3	一宮市	233	264	9,002	137	21	3,620	0	13,044
4	春日井市	20	54	846	24	11	455	0	1,390
5	豊川市	154	284	6,974	309	5	2,511	2,089	10,083
6	碧南市	20	98	2,517	115	61	646	0	3,437
7	刈谷市	46	10	1,439	4	0	253	0	1,706
8	安城市	93	53	3,872	32	6	1,608	0	5,571
9	西尾市	0	0	0	36	8	5	0	49
10	蒲郡市	46	17	1,539	13	9	324	1,902	1,902
11	常滑市	9	19	286	13	0	126	0	444
12	江南市	32	40	1,461	18	6	366	897	1,891
13	稲沢市	49	25	2,000	1	0	643	2,669	2,669
14	東海市	22	26	941	9	10	304	0	1,290
15	大府市	76	56	1,713	15	2	305	0	2,091
16	知多市	29	44	1,127	1	0	350	0	1,522
17	岩倉市	23	53	1,063	1	0	691	0	1,808
18	豊明市	30	80	817	26	6	368	1,297	1,297
19	田原市	32	0	1,540	19	3	142	0	1,704
20	愛西市	37	102	664	19	2	651	0	1,438
21	清須市	61	108	2,419	44	1	993	0	3,565
22	北名古屋市	33	95	1,073	13	9	638	0	1,828
23	弥富市	22	9	481	0	0	165	0	655
24	みよし市	15	0	1,876	182	2	255	0	2,315
25	あま市	12	55	573	7	2	517	0	1,154
26	東郷町	11	2	597	0	0	82	0	681
27	豊山町	18	12	287	5	3	178	0	485
28	扶桑町	33	17	1,572	0	0	305	1,069	1,894
29	蟹江町	40	91	1,078	5	0	607	0	1,781
30	飛島村	8	2	236	0	0	67	0	305
31	阿久比町	22	20	1,437	0	1	211	0	1,669
32	南知多町	1	0	45	20	0	8	0	73
33	美浜町	6	0	311	5	0	37	0	353
34	武豊町	9	20	246	18	2	149	0	435
35	幸田町	24	11	1,620	3	1	528	0	2,163
36	設楽町	5	14	77	0	0	79	0	170
37	県子連	0	0	0	0	0	28	28	28
*	合計	1,433	2,590	59,033	1,545	268	23,823	21,223	87,259

令和6年度 子ども会安全共済会医療共済金申請状況（愛知県）

1. 事故発生月（※令和5年9月～令和7年3月発生）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	6	6	10	1	4	5	7	10	5	1	5	6	66

2. 種別

種別		小学生					中学生 (JL)	高校生 (JL)	指導者 育成者	その他	合計
		1	2	3	4	5					
件数	0	3	3	2	5	10	2	1	21	0	66

3. 行事別

No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	合計
行事	水泳	ソフトボール	野球	バレーボール	ドッジボール	ボートボール	バスケット	サッカー	マラソン	運動会	相撲	アスレチック	サイクリング	スキー	スケート	キックベースボール	スポーツのその他	キャンプ	ハイキング	炊飯	花火	祭り	レクリエーション	奉仕活動	集団活動	研修会	往復途中	(交通事故)	その他	
件数	0	17	0	2	12	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	12	1	1	0	1	1	1	11	0	2	2	0	0	1	66

4. 部位別（重なる場合も記入。関節部は末端部位に入れる）

部位	全身	頭部	顔部	頸部	肩部	背部	胸部	腰部	腹部	上腕部	前腕部	手部	大腿部	下腿部	足部	死亡	その他	合計
件数	3	3	8	0	3	0	1	0	0	2	4	25	1	4	10	0	2	66

5. 症状別（重なる場合も記入）

症状	打撲	骨折	捻挫	切り傷	擦過	脱臼	挫傷	関節炎	火傷	視力	その他	死亡	合計
件数	6	26	12	2	1	3	0	0	2	1	12	0	66

6. 見舞金給付額

給付額合計	779,682	円
-------	---------	---

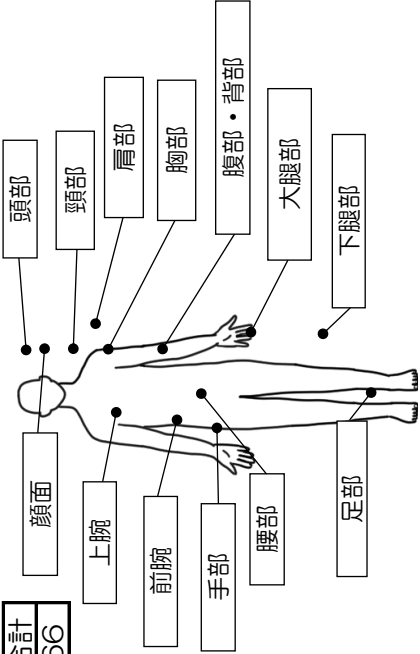
※参考 令和5年度

申請数：80（子ども69、育成者11）

給付額：766,534円

バス旅行
芋掘り
お楽しみ会
ボウリング大会

行事参加の際の往復または移動中に発生したものを記入し、交通事故については内数として（）内に記入。



肉離れ
熱中症
腱・靱帯断裂
頭部出血
など

安全共済会について

1 安全共済会とは

子ども会活動を安心して行なうために、子ども会が主催する活動における事故等の怪我や疾病等について補償することを目的としています。（事業方法書第5条）

- (1) 医療共済金 : 被共済者が子ども会活動中に傷害又は疾病を被り、その直接の結果として医師の治療や柔道整復師の施術を受けた場合。
- (2) 後遺障害共済金 : 被共済者が子ども会活動中に傷害又は疾病を被り、その直接の結果として共済約款に定める身体障害の状態（後遺障害）となった場合。
- (3) 死亡共済金 : 被共済者が子ども会活動中に傷害又疾病を被り、その直接の結果として事故発生日から 180 日以内に死亡した場合。又は子ども会活動中に突然死した場合。

2 補償対象となる「子ども会活動」とは（事業方法書第6条）

- (1) 子ども会の活動計画に基づき、1 名以上の指導者(18 歳以上の者に限る)又は育成会員の管理下にある活動。
 - (2) 子ども会の活動計画を実施するために必要な調査及び準備のための活動。
 - (3) 子ども会活動の一環として参加する各種研修会、研究会及び会議に参加して行う活動。
- ※上記(1)～(3)の活動には、子ども会が指定する集合場所又は解散場所と被共済者の住居との通常の経路の往復中を含みます。➡p41⑫

☆請求時においては、上記(1)～(3)を満たした活動かつあらかじめ〈共済様式〉05 年間行事計画書 ➡p12に記載されている活動であること。（規程細則【事業方法書】5(1)）

3 補償対象とならない主な場合

- (1) 飲酒後に発生した当日中の事故等によるもの。（共済約款第4条1項④）
- (2) 腰痛、むちうち症など、医学的他覚所見のない傷害又は疾病。（共済約款第4条3項）
- (3) 被共済者が共済金の支払いを受けられる期間中にさらに医療共済金の支払いを受けられる傷害又は疾病を被った場合。（共済約款第7条4項）➡p42⑰
- (4) 喘息・癇癩の持病がある共済者が子ども会活動中に発症した喘息・癇癩の持病。（共済約款第4条1項）
- (5) 安全共済会に加入している保護者、祖父母又は親族の同伴がない就学前3年までの乳幼児に、子ども会活動で発生した事故等^{※1}。（共済約款第4条1項⑬）
- (6) オスグッド病・野球肘・疲労骨折。（共済約款第4条4項①）
- (7) 感染症法に基づく感染症^{※2}。（共済約款第4条4項②）

※1 4月1日時点で3歳以下の乳幼児の事故。保護者、祖父母又は親族は18歳以上の者に限ります。

※2 インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症等が対象外です。感染経路が明確に判明した食中毒は除きます。

☆令和5年度より、交通事故や成長痛についても補償対象内となりました。（共済約款第4条（共済金を支払わない場合）より削除される。）

※交通事故について

- ・自動車保険による補償をまず確認してください。
- ・自動車保険を使用せず、健康保険を使用して治療した場合に限ります。（規程細則）
- ・賠償責任保険では、自動車の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任は対象外です。

※成長痛について

- ・オスグッド病以外の成長痛（テニス肘、シーバー病等）が対象となりました。

共済事務について

1 各種書類

- ・修正時は原則、二重線と訂正印にて対応してください（自筆の場合は二重線のみで可）。
- ・破損原因になりますので、ホッチキスは使用しないでください。
- ・えんぴつやフリクションボールペンは使用しないでください。
- ・PCで書類作成した場合は、必ず代表者の押印もしくはサインをしてください。

2 様式

- ・令和7年度版について全子連のホームページ、及び愛知県子連ホームページからダウンロードできます（県子連は2月掲載）。
- ・様式03、04が変更になりました（2024_04）。➡p10、11
- ・様式07が変更になりました（2025_01）。➡p14
- 変更箇所：SDGsのジェンダーフリー推進及び個人情報扱いの観点から、性別欄が削除され、年齢記入欄から「3歳以下」の確認欄へ変更されました。
- ・旧様式でも引き続き利用可能です。性別、大人の年齢の記入は任意となります。
- ・和暦・西暦表示いずれの記入でも可能です。
- ・独自の様式では受付できないので必ず共済様式を使用してください。

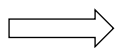
3 領収証

- ・共済掛金領収証

掛金を県子連から全子連へ送金した時に発行される領収証です。

毎月ごとの領収証を年2回の7月（4～5月加入分）・4月（6～3月加入分）に発行します。

全子連



市町村子連

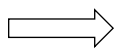
- ・共済会領収証

単子から会費の入金があった際に、代表者へ渡す領収証です。

昨年度のものを引き続きご利用ください。

領収証が無くなった場合、県子連まで「領収証を〇〇部」とご連絡ください。（連絡方法は問いません）

市町村子連



単子代表者

共済会領収証【見本】

4 市町村への交付金について

- ・交付条件
安全共済会の加入のあった市町村に交付する。
- ・交付時期

年2回（6月・2月）を予定（3月以降加入があった市町村については、年3回）。

	初回加入	2回目以降加入
単子の加入がある市町村	10円×安全共済会加入者数 +基本額 30,000円	10円×安全共済会加入者数
単子の加入がない市町村 （子ども会役員・指導者・ 大人のみ加入）	10円×安全共済会加入者数	10円×安全共済会加入者数

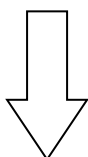
全国子ども会安全共済会加入手続き ～書類加入の提出～

※共済様式 01 共済契約申込書  p8

4月1日加入希望の場合、3月31日までに、市町村子連から県子連へ提出。

単位子ども会

●単子記入
○市町村子連記入

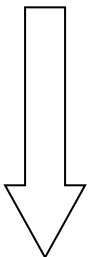


- ①共済様式 03、04 加入申込書
- ②共済様式 05 年間行事計画書
- ③会費 120 円×人数分

 p 10、11

 p 12

市町村子ども会連絡協議会



- ①共済様式 02 加入状況報告書
- ①共済様式 03、04 加入申込書（単子用）
- ②共済様式 05 年間行事計画書
- ③会費 120 円×人数分

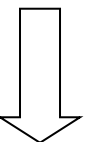
 p 9

愛知県子ども会連絡協議会

三菱UFJ銀行 愛知県庁出張所 0800430

・お振込の際は、個人名ではなく、市町村名でお振り込みください。

「0934965」の口座
は安全共済会以外で使
用する口座です。お間
違いのないようにして
ください。



全国子ども会連合会

加入手続きについて

1 会費

一人当たり年額 120円

【内訳】 共済掛金 : 50円
全子連運営費 : 20円
県子連運営費 : 50円

- ・令和6年度より会費は通年120円となりました。
- ・名古屋市を除く県内の安全共済会に加入している地域より転入した場合は、再度加入する必要はありません。(令和7年より変更。県外・名古屋市より転入した場合は新規加入が必要になる。)
※転入出の事務について▶p40
- ・会費の入金後、重複加入や人数間違えが発覚した場合、会費は原則として返金いたしません。

2 加入資格

- ・子ども会員 幼児(就学前0歳児から)、小学生、中学生、高校生
※4月1日時点で3歳以下の場合、保護者が会員として同伴のこと
- ・大人会員 指導者、育成者、ボランティア、協力者

3 共済期間

- ・令和7年4月1日0時より令和8年3月31日24時までの一年間。(事業方法書第7条1項)(期中で加入することもできます。)
 - ・5月31日までに加入申込書類の原本の県子連への到着と県子連口座への会費の着金により、遡って4月1日加入扱いとなります。(事業方法書第7条、第9条2項)
 - ・5月31日までに県子連へ書類の提出及び着金がなかった場合、契約が失効となります。再度「共済契約申込書(共済様式01)」▶p8を提出していただくことになります。
 - ・6月1日以降の書類による加入については県子連に申込書類の到着および着金の翌日より適用となります。
- ※令和7年4月1日より共済規程細則が変更になりました。
- ・ネット加入で追加加入した被共済者の共済期間は加入者登録が完了した日の翌日0時から始まり当該年度の3月31日24時までとする。(規定細則【事業方法書】12(2))
- ※詳細な事務については、追って通知します。

4 行事について

(1) 行事計画について

共済会の補償対象となるには、事前に行事予定が報告されていることが必要です。

(2) 年間行事の追加・変更時の対応

令和6年4月より、〈共済様式〉05 年間行事計画書の「実施予定月日」、「会場」、「参加予定人数」が変更となった場合でも、その変更内容の提出は不要となりました。ただし、「行事・活動」の追加および名称が変更となった場合は、従来通り提出が必要です。(規程細則【事業方法書】5(2))

(3) 市区町村等子連の行事に単位子ども会が参加する場合の行事登録

【書類加入の場合】

① 市町村子連の手続き

「年間行事計画書(共済様式05)」に市町村子連の年間行事を記入し、県子連へ提出

② 単位子ども会の手続き

「年間行事計画書(共済様式05)」の「2.日常定例活動欄」に「市(町村)子連行事に随時

参加」と記入し、県子連へ提出

【ネット加入の場合】

① 市町村子連の手続き

新規で年間行事または日常定例活動に行事を登録（加入者がいない場合は加入者情報の登録は不要です）

② 単位子ども会の手続き

日常定例活動に、予定日を「随時」、行事・活動名を「市（町村）子連、県子連、全子連行事」と登録

都道府県・指定都市 子連受付日	
--------------------	--

都道府県・指定都市子連使用欄	
契約者コード	

共済契約申込書

市子連会長印
自署の場合は押印不要

団体名 (市区町村等子連)	愛知県子ども会連絡協議会		
(フリガナ) 代表者	アイチ タロウ 愛知 太郎 (印)		
団体住所	〒 000-0000 愛知県名古屋市〇〇区 〇〇町 〇〇番 〇〇号		
連絡先電話番号	0XX-890-1234		
書類送付先住所	〒 000-1111 愛知県〇〇市〇〇町〇〇		
宛 名	愛知 花子様方		
連絡先電話番号	0XX-123-4567		
連絡用メールアドレス	aitikenkoren@aichi-fukushi.or.jp		

市子連事務局の住所

団体住所と異なる場合に記入

共済約款を承認し、次のとおり共済契約を申し込みます。

1. 申込日 令和 〇 年 3 月 25 日

2. 被共済者の加入予定人数 1,500 名

予定人数ですので、実際の
加入人数と相違があっても
問題ありません。

3. 共済掛金等の予定金額

共 済 掛 金 50円

全 子 連 運 営 費 20円

70 円 × 1,500 = 105,000 円

4. 共済証書交付の有無

どちらかに✓してください。✓がない場合は共済証書の交付はいたしません。

☒ 共済証書の交付を希望します。

☐ 共済証書の交付を希望しません。

4月1日付けで加入を希望の場合は、**3月31日までに本様式を提出していただき、②の書類の提出と会費を5月末日までに振り込んでください。**

【注意事項】

[4月1日加入]

- ① 本様式(共済契約申込書)を3月末日までに都道府県・指定都市子連に提出願います。
- ② 次の書類を5月末日までに都道府県・指定都市子連に提出願います。
 - (1) 加入申込書 <共済様式>O3
 - (2) 加入者名簿2 <共済様式>O4
 - (3) 年間行事計画書 <共済様式>O5
- ③ 5月末日までに共済掛金等を都道府県・指定都市子連に振込み願います。

<個人情報の取り扱いについて>

本共済契約に関する個人情報は、公益社団法人全国子ども会連合会が共済引受の審査、本共済契約の履行のために利用いたします。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先、共済金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

愛知県子ども会連絡協議会 御中
(都道府県・政令指定都市子連に提出)

市町村子連作成

都道府県・指定都市
子連受付日

(提出日) 令和 ● 年 5 月 12 日

提出した回数

令和 ● 年度 (第 1 回)

共済加入書類送付案内 兼 加入状況報告書

下記に該当する方のお名前
をご記入ください。

- ・共済会担当の役員
- ・市町村子連事務局

団体名 (市区町村等子連)	〇〇市子ども会連絡協議会
担 当 者	共 済 花 子
連絡先電話番号	0XX-123-4567

1.添付書類(添付書類に○印を記入ください。)

03	○	04	○	05	○	06	○
----	---	----	---	----	---	----	---

実際に送金する額
(120円×人数)と送金日
を記入してください。

2.今回加入状況

加入者	250 名	うち書類加入	200 名	送金額(注)	30,000 円
		うちネット加入	50 名	送金(納金)日	5月12日

⑨ 安全共済会掛金等と都道府県・指定都市子連会費等の合計額になります。

<個人情報の取り扱いについて>
本共済契約に関する個人情報は、公益社団法人全国子ども会連合会が共済引受の審査、本共済契約の履行のために利用いたします。
また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先、共済金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。
ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

令和5年1月改訂

市区町村等子連
受付日

<加入申込書>

(提出日) 令和 年 5 月 8 日

公益社団法人全国子ども会連合会「全国子ども会安全共済会」 令和 年度分として申し込みます。

決められていない場合は
未記入で問題ありません。

新規	☐
追加	☐

該当に「○」表示を記入願います。

市区町村等子連	〇〇市子ども会育成連絡協議会	
単位	愛知地区	
()	001	
()	〇〇子ども会	
代表者	アイチ キョウコ 愛知 共子 (印)	
連絡先	住所	〒 111-2222 愛知県〇〇市〇〇町〇〇-〇
	電話番号	0XX-789-0123
子ども会会長名	愛知 二郎 (小・中) 6 学年	

1.加入者数

種 別	幼児	小学生	中学生	高校生等	育成者等	合計
人 数	10 名	50 名	15 名	10 名	50 名	135 名
	(うちジュニアリーダー数)		5 名	5 名		10 名

高校生等→高校生・高校年齢相当 育成者等 → 育成者・指導者・事務局職員

2.共済掛金等

送金額 (⑩)	16,200 円	送金(納金) 予定日	5月8日
---------	----------	------------	------

⑩ 安全共済会掛金等と都道府県・指定都市子連会費等の合計額になります。

3.加入者名簿 1

No.	氏 名	種別					学年	3歳以下	同伴保護者No.	No.	氏 名	種別					学年	3歳以下	同伴保護者No.
		幼	小	中	高	育													
1	AA	○						○	14	11	AK							○	2
2	AB	○						○	15	12	AL							○	1
3	AC	○								13	AM							○	3
4	AD		○				1			14	AN							○	
5	AE		○				5			15	AO							○	
6																			
7																			
8																			
9																			
10																			

実際に单子から市子連へ送金する額
(120円×人数)と送金日を記入してく
ださい。

- ・年齢は、年度通して4月1日現在の年齢です。
【年少ー3歳、年中ー4歳、年長ー5歳、小学1年ー6歳】
- ・3歳(年少)以下の場合は、「3歳以下」の欄に、○を記入してください。
- ・幼児0～3歳の場合は、保護者の同伴加入が必須になりますので、同伴保護者No.に保護者となる方のNo.を記入してください。
- ・パソコン等で作成する際に漢字変換で該当の漢字が表示されない場合は「ひらがな」で入力して作成してください。

就学前3年以下の幼児(4月1日現在で満3歳以下)は同伴保護者の同時加入が必須です。

<個人情報の取り扱いについて>
本共済契約に関する個人情報は、公益社団法人全国子ども会連合会が共済引受の審査、本共済契約の履行のために利用いたします。
また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先、共済金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。
ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

(提出日) 令和 5 年 5 月 8 日

＜加入者名簿2＞

単位子ども会

〇〇子ども会

ページ数

1 / 2

[illegible]

年齢は申込日に関係なく4月1日現在で記入ください。

就学前3年以下の幼児(4月1日現在で満3歳以下)は同伴保護者の同時加入が必須です。

令和6年4月改訂

＜個人情報取り扱いについて＞

本共済契約に関する個人情報、公益社団法人全国子ども会連合会が共済引受の審査、本共済契約の履行のために利用いたします。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先、共済金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

(提出日) 令和 ● 年 5 月 8 日

市区町村等子連 受付日	
----------------	--

令和 ● 年度〈年間行事計画書〉

新規	○
追加・変更	

(該当に「○」表示してください)

市区町村等子連	〇〇市子ども会育成連絡協議会
単位子ども会	〇〇子ども会
単位子ども会番号	001
担当者	愛知 共子
連絡先電話番号	0XX-789-0123

全国子ども会安全共済会規程に基づき、年間行事計画書を提出します。

1. 活動・事業名

月	実施予定日	行事・活動名	会場	参加予定人数	備考
4	9日	新会員歓迎会	白壁公民館	50 名	
5	14日	資源回収	白壁公園	20 名	
6	10日	育成者研修会	東区集会所	70 名	
7	28日	スポーツ大会	愛知体育館	100 名	雨天の場合は延期
8	中旬	・子ども会の活動はこの様式にすべて反映させてください。 (※反映されていない行事は、補償の対象となりません。) ・行が足りない場合は、2枚以上にわたってご記入ください。 ・実施日が決まっていない場合は「未定」、「●月中旬ごろ」等ご記入ください。 ・「行事・活動」の追加および名称が変更となった場合は、「追加・変更欄」に○を記入の上、二重線で修正、または行事を追記し、該当行事の前日までにお住まいの市町村子連へ提出してください。 ・実施予定月日、会場、人数が変更、決定になった際は、報告は不要です。 (令和6年度より不要になっています。) ・市町村子連は取りまとめて県子連に提出してください。			
9	10日				
10	未定				
11	3日				
12	23日				
1	14日				
3	24日				

2. 日常定例活動(日常の練習等を含む)

ドッジボール・ソフトボール練習	4～7月の土日	・市(町村)子連の行事に参加する場合は、日常定例活動欄にのみの記入で構いません。
定例会	毎月第2土曜日	
市子連行事	随時	

行事実施前に必ずKYT(危険予知トレーニング)を実施願います。

年間行事の追加・変更が判明した段階で本様式に追加変更内容を記載して市区町村等子連経由して都道府県・指定都市子連に提出願います。

＜個人情報の取り扱いについて＞

本共済契約に関する個人情報は、公益社団法人全国子ども会連合会が共済引受の審査、本共済契約の履行のために利用いたします。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先、共済金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

令和5年1月
改訂

本様式および共済掛金等は所属の市区町村等子連へ提出・送金願います。

市区町村等子連
受付日

共済掛金等報告書(ネット加入用)

- ・この様式はネット加入専用です。
- ・原本の提出は必要ありません。
- ・メールまたはFAX、郵送にて提出してください。

(提出日) 令和 ● 年 4 月 28 日

新規

○

追加

該当に「○」表示を記入願います。

市区町村等子連

〇〇市子ども会育成連絡協議会

単 位 子 ど も 会

〇〇子ども会

単 位 子 ど も 会 番 号

001

担 当 者

愛知 共子

連絡先電話番号

0XX-789-0123

共済掛金等下記のとおり報告いたします。

加入者情報・年間行事計画・定例活動はネット加入登録のとおりです。

1.今回加入者数

100

名

2.今回加入者の登録日

4月10日

～

4月15日

詳細な日付を記入してください。

3.共済掛金等(今回加入者分)

送金額(注)

12,000

送金(納金)日

4月27日

円

注 安全共済会掛金等と都道府県・指定都市等子連会費等の合計額になります

【累計加入状況】

種 別	幼児	小学生	中学生	高校生	合計	総数
人 数	10 名	50 名	0 名	0 名	40 名	100 名
(うちジュニアリーダー数)		0 名	0 名			0 名

実際に単子から市町村子連へ送金する額(120円×人数)と送金日を記入してください。

市町村子連は、ハンマーヘッドと同じ累計数であることを確認してください。追加加入の場合は、前回加入合計数と照らし合わせ、追加加入数に漏れがないか、確認してください。

事務局長・事務局職員

ご利用いたします。
ることがあります。
要と認められる範囲に限定します。

市区町村等子連 受付日	
----------------	--

都道府県・指定都市 子連受付日	
--------------------	--

変更届(単位子ども会用)

(提出日) 令和 〇 年 8 月 28 日

市区町村等子連	〇〇市子ども会育成連絡協議会
単位子ども会	〇〇子ども会
単位子ども会番号	001
担当者	愛知 共子
連絡先電話番号	0XX-789-0123

・この様式は原本の提出は必要ありません。
・メールまたはFAX(郵送も可)にて提出してください。

種別は「幼」「小」「中」「高」
「育」と記入してください。

4月1日時点で3歳以下の
幼児(年少以下)の場合は、
「〇」を記入してください。

とおり変更届を提出いたします。

1. 転入者

新 NO.	種別	年齢	性別	加入 年月	NO.	旧所属団体		
						市区町村等子連	単位子ども会	単位子ども会NO
51	CA	幼	〇	7 月		〇〇市子連	〇〇子ども会	0011
52	CB	小	2	7 月		〇〇市子連	〇〇子ども会	0011

・名古屋市を除く県内市町村より転入された方で、転出元で安全共済会に加入済みの場合に、この様式を使用してください。

同じ市町村内から転入→単子から市町村子連へ提出。
別の市町村から転入→単子から市町村子連を通じ、県子連へ提出。

2. 加入者名簿の

変更・訂正 する 加入者	18	愛知 二郎	名前を「二」から「次」に訂正
	・転出の場合は、事務処理の必要はありません。		
	・県外・名古屋市より転入された場合は、転出元での加入の有無に関わらず、この様式は使用せず、加入の手続きをしてください。		
	・名古屋市を除く県内市町村より転入された方で、転出元で安全共済会に未加入の場合は、この様式は使用せず、加入の手続きをしてください。		

4. 代表者変更

(フリガナ) 代表者	アイチ キョウコ 愛知 共子
連絡先 住所	〒 111 - 2222 愛知県〇〇市〇〇町〇〇-〇
電話番号	0XX-789-0123
変更日	8月28日

(フリガナ) 代表者	ナゴヤ タロウ 名古屋 太郎
連絡先 住所	〒 222 - 3333 愛知県〇〇市〇〇町〇〇-〇
電話番号	0XX-0123-4567

令和7年1月改訂

〈個人情報の取り扱いについて〉
本共済契約に関する個人情報は、公益社団法人全国子ども会連合会が共済引受の審査、本共済契約の履行のために利用いたします。
また、上記の利用目的の達成に必要な範囲で、業務委託先、共済金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。
ただし、保健医療等の特殊な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

都道府県・指定都市 子連受付日	
--------------------	--

変更届 (市区町村等子連用)

kyosai@kodomo-kai.or.jp
全国子ども会連合会 共済G アドレス
＜共済様式＞08変更届はメールに添付して全国子ども会連合会および所属の都道府県・指定都市子連あて送付願います。 変更完了連絡はご登録いただいたメールアドレスに全国子ども会連合会からご連絡いたします。

(提出日) 令和 ● 年 6 月 15 日	
団体名 (市区町村等子連)	〇〇市子ども会育成連絡協議会
代表者	愛知 太郎 (印)

全国子ども会安全共済会規程に基づき、次のとおり変更届を提出します。

市町村子連の代表者印
自署の場合は押印不要

変更内容 (変更箇所のみ記入)

新	(フリガナ) 代表者	アイチ タロウ 愛知 太郎
	団体住所	〒
	連絡先電話番号	
	書類送付先住所	・〈共済様式〉01にて報告した市町村子連の代表者が、変更になった際にご利用ください。 ・上記の全子連共済Gアドレスと県子連に本様式を提出してください。
	連絡先宛名	
	連絡用メールアドレス	
	変更日	



旧	(フリガナ) 代表者	ナゴヤ タロウ 名古屋 太郎
	団体住所	〒
	連絡先電話番号	
	書類送付先住所	〒
	宛名	
	連絡先電話番号	
	連絡用メールアドレス	

＜個人情報の取り扱いについて＞
本共済契約に関する個人情報は、公益社団法人全国子ども会連合会が共済引受の審査、本共済契約の履行のために利用いたします。
また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先、共済金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

共済金請求手続き

※共済様式 20 全国子ども会安全共済会事故第一報報告書  p20

事故発生から 30 日以内に、単子から市町村子連を通じて県子連へ提出。

単位子ども会

●単子記入

○市町村子連添付

請求書類

①共済様式 21 請求書兼事故証明書  p21

②共済様式 22 個人情報の取扱いについての同意書  p22

※交通事故の場合は、共済様式 22-2 も提出。  p23

③医療費の領収書又は明細書（写）か「医療報告書」（共済様式 23）  p24

※接骨院の場合は領収書又は「柔道整復施術報告書」（共済様式 24）  p25

市町村子ども会連絡協議会

請求書類

①共済様式 21 請求書兼事故証明書

②共済様式 22 個人情報の取扱いについての同意書

※交通事故の場合は、共済様式 22-2 も提出。

③医療費の領収書又は明細書（写）か「医療報告書」（共済様式 23）

※接骨院の場合は領収書又は「柔道整復施術報告書」（共済様式 24）

④共済様式 02 加入状況報告書の写し

⑤共済様式 03、04 加入申込書の写し

※怪我をした方のお名前が記載されているページのみ

⑥共済様式 05 年間行事計画書の写し

※怪我をした時の行事が年間行事計画に反映されていること

愛知県子ども会連絡協議会

全国子ども会連合会

医療共済金請求の申請手続きについて

1 事故第一報について（共済約款第 25 条 1 項） ➡p20

単子から、市町村子連を通じて、県子連へ事故第一報報告書（〈共済様式〉20）を提出してください。

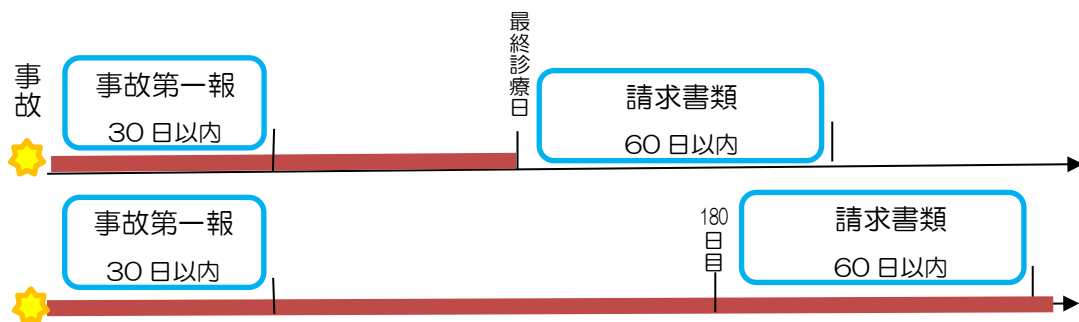
提出期日：事故発生日からその日を含めて 30 日以内

2 医療共済金の請求について（共済約款第 26 条 1 項③、2 項）

単子から市町村子連を通じて、必要書類の**原本**を郵送で提出してください。

提出期日：最終診療日から 60 日以内

：事故発生日からその日を含めて 180 日以上経過しても治療が継続している場合は、180 日経過した日から 60 日以内



※事故発生日からその日を含めて 180 日以内の治療が支払いの対象のため（共済約款第 7 条 3 項）、治療中であっても、180 日を経過したら最終診療日から 60 日以内に請求書類を提出してください。

※請求権発生日から 60 日を超えた請求日であって、**全子連より遅延理由の照会があった場合は**、「遅延理由書」の提出をお願いします。（R5 年 4 月 1 日より変更）

（遅延理由書：例文）※決められた様式はありません。

遅延理由書

公益社団法人 全国子ども会連合会 殿

安全共済会医療共済金書類の提出が遅延した理由を申し上げます。
請求書兼事故証明書の提出については、見舞金手続きの概要を説明しておりましたが、請求者が市子連へ書類の提出を忘れていたため相当期間経過した後に申請を受け付けることとなりました。
今後は、完治日より 60 日以内に申請する事を徹底し、申請書類を速やかに提出いたします。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇子ども会連絡協議会
会長 〇〇 〇〇

※提出までに 60 日を過ぎても請求権は失われていません。書類提出が遅れたとしても、希望があれば請求してください。請求権の時効は、請求権の発生時の翌日から起算して 3 年を経過したときです。（共済約款第 29 条）

〈請求権の発生〉（共済約款第 26 条 1 項）

- ・医療共済金：平常の生活ができる程度になおった時又は事故発生日からその日を含めて 180 日を経過した時のいずれか早い時
- ・後遺障害共済金：被共済者に後遺障害が生じた時
- ・死亡共済金：被共済者が死亡したとき

3 医療共済金の請求書類について（共済約款別表 3）

(1) 書類が揃っているか確認

- ・フローチャートの請求書類が揃っているか

(2) 記入漏れ・空欄がないか確認（〈共済様式〉 21 請求書兼事故証明書） ➡p21

・被共済者の氏名、性別、生年月日

・明細書、領収書の枚数

・お振込み先口座

・管理者名、性別、年齢、役職

・事故発生日、天候、参加人数

・診療期間と領収書の日付の一致

・傷病名

・事故発生状況が詳しく記載されているか

・治療内容が詳しく記載されているか

・個人情報の取扱いについての同意書（〈共済様式〉 22・22-2） ➡p22、23 の請求者の印鑑

全子連からの照会が多い

安全共済会では文書料（診断書等）の請求はできません

医療機関の場合

- ・領収書あるいは医療明細書を確実に保管してください。（何十枚になっても結構です。）

※ 自己負担がない場合でも、医療明細書は発行されます。

※ 市町村の制度による子どもの医療助成などにより、明細書・領収書の発行ができない場合は医療報告書（〈共済様式〉 23）を作成してください。

- ・医療報告書を要した費用は、全子連より求められた場合、照会に対し証拠として提出する場合を除き、支払われません。（共済約款第 27 条 1 項、2 項）

接骨院の場合

- ・領収書の提出、もしくは柔道整復施術報告書（〈共済様式〉 24）を無料で作成してもらうようにしてください。
- ・医師の指示により医療装具を購入した場合については、装具証明書を提出してください。

医療共済金請求の申請にかかる留意事項

受診した診療機関が複数（3 箇所以上）ある場合

(1) 請求書兼事故証明書（〈共済様式〉21）**⇒p21**の様式を 2 枚にわたって使用、もしくは白紙の紙へ記載する。

(2) 診療機関名・治療の経過及び状況を明確にし、報告してください。

（例文）

診療期間名3 : ○○○病院

治療の経過と状況：ギブス処置とリハビリを続け、湿布薬を処方された。

○月○日に完治した。

共済金の支給について

全子連へ請求書類が到着してから平均約 1 ヶ月以内です。

（支払期限は、60 日以内です。（共済約款第 28 条 1 項））

全子連の審査で給付決定後、請求者及び市町村子連へ決定通知が送付されます。

その後、請求者に医療共済金が送金されます。

※審査・照会状況により支払い手続きが延長する可能性があります。

【限度額について】

・傷病の場合

保険医療総額の 30%（共済約款第 7 条 1 項）

※医療費の助成を受けていても共済金は支給されます。

1 日数制限

事故発生日から 180 日以内の治療までが共済金の対象となります。（共済約款第 7 条 3 項）

180 日を超えて治療が続いている場合でも一度区切りをつけて頂き、180 日以内の期間で書類のご提出をお願いします。

2 大病院の選定療養費（共済約款第 7 条 1 項）

一般病床 200 以上の病院の初診及び時間外診療の自己負担分については、共済金の対象となります。

3 共済金支給限度額

【下限】1,000 円以下の場合は支給しない（総医療点数 333 点以下）（共済約款第 7 条 2 項）

【上限】50 万円を超える場合は、50 万円を限度として支給する（事業方法書第 5 条）

・後遺障害の場合

7 万円～600 万円（後遺障害等級表による）（事業方法書第 5 条）

・死亡の場合

600 万円（事業方法書第 5 条）

全国子ども会安全共済会事故第一報報告書

(死亡・後遺障害・医療)

事故発生から30日以内に、お住いの市町村子連を通じ県子連まで提出してください。
提出日現在の内容をご記入ください。

市区町村等子連 受付日	
----------------	--

(提出日) 令和 ● 年 8 月 13 日

都道府県・指定都市 子連受付日	
--------------------	--

市 区 町 村 等 子 連	〇〇市子ども会育成連絡協議会
代 表 者	愛知 太郎
担 当 者	共済 花子
連絡先電話番号	0XX1-23-4560

事 故 内 容							
報 告 者	音羽 達也	被共済者 との関係	親権者	連絡先 電話番号	0XX1-23-1313		
事 故 日	令和 ● 年 8 月 10 日 (日)	時刻	10:30	天候	晴れ		
学 区 ・ 地 区	〇〇地区						
単 位 子 ど も 会	〇〇子ども会	単位子ども会番号	〇〇〇				
被 共 済 者	音羽 翔太	男 女	10 歳	小学5	学年		
行 事 名	ソフトボール練習						
発 生 場 所	〇〇〇小学校 グラウンド						
事故の状況（原因・処置・経過・傷害・疾病の状況） ソフトボールの試合形式の練習中、ヒットを打ってファーストベースからセカンドベースに滑り込んだ。その際に、右足がセカンドベースにあたり、グキッと音がして捻ってしまった。アイシングをして様子を見たが、なかなか痛みが引かないので翌日病院に行った。レントゲン検査の結果、右足首の骨折と診断された。ギプスで患部を固定し、経過観察で現在入院中。							
・できるだけ詳細をご記入ください。 ・後遺障害となりうる場合は、市子連から県子連へ付箋等で追記し、ご連絡ください。							
KYTの実施状況	毎年4月に安全啓発講習会を実施している。当日も事前に「KTY」を実施した。						
都道府県・指定都市 子連確認欄	加入者 名簿確認	共済掛金 入金確認	行事確認	請求書 受付確認			

＜個人情報の取り扱いについて＞

本共済契約に関する個人情報は、公益社団法人全国子ども会連合会が共済引受の審査、本共済契約の履行のために利用いたします。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先、共済金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

全国子ども会安全共済会 〈医療共済金〉 請求書兼事故証明書

- ・お住いの市町村子連にご提出ください。
- ・被共済者が未成年(18歳未満)の場合は親権者が請求者になります。
- ・共済金の請求及び受領に関する権限の委任が必要な場合は〈共済様式〉28の委任状を提出してください。

単 位 子 ども 会	〇〇〇子ども会
単 位 子 ども 会 番 号	〇〇〇

市 区 町 村 等 子 連	〇〇〇市子ども会連絡協議会
---------------	---------------

類を添えて共済金を請求します。

ご請求者	住 所	〒 000 - 1111 愛知県〇〇市〇〇町〇〇-〇		ご請求日	令和 ● 年 9 月 15 日	
	氏 名	音羽 達也		被共済者	住 所	〇 請求者住所に同じ
	連 絡 先	0XX1 - 23 1212			氏 名	音羽 翔太
	被共済者との続柄	本人 親権者	性 別		男	
月 日		平成● 年 5 月 15 日 11 歳 小 5 学 年				
添付書類	1 医療費領収書(写)	5 枚		3 医療報告書(「1」の書類がない場合。費用は自己負担)		
	2 診療明細書	枚		4 その他		
お振込先金融機関				ゆうちょ銀行 (数字3桁) 店		
〇〇 銀行 信金・信組・農協・漁協・労金・()				〇〇 支店 普通預金以外の場合()		
〇〇 口座番号 1234567				〇〇 口座番号		
〇〇 口座名義(カタカナ) オトワ タツヤ				請求者以外の口座でも問題ありません。(例:親、祖父母、兄弟等)		

〈災害状況報告書兼事故証明書欄〉

管 理 者 氏 名	神田 隆		年 齢	55 歳	子 ども 会 の 役 職	会長(ソフトボール監督等も可)
事 故 日	令和 ● 年 8 月 10 日 (日)		時 刻	10:30	事故日が土日祝・春夏冬休み以外の日で、休日となった理由	学校行事の代休、開校記念日 その他
発 生 場 所	〇〇小学校 グラウンド					
行 事 名	ソフトボール練習		就学前3年以下の被共済者の場合		安全共済会加入の保護者の同伴	有 無
天 候	晴れ		参加者数	25 名		
事故の 原因と経過	事故発生 の状況	ソフトボールの試合形式の練習中、ヒットを打ってファーストベースからセカンドベースに滑り込んだ。その際に、右足がセカンドベースにあたり、グキッと音がして捻ってしまった。アイシングをして様子を見たが、なかなか痛みが引かないので翌日病院に行った。				
	治療の経過 及び状況	(傷病部位) 傷病名	右足首骨折			
		診療機関名1	〇〇整形外科	診療期間	8 月 11 日 ~ 8 月 31 日	
		治療の経過と状況	レントゲン検査の結果、右足首骨折と診断され、石膏で固定し経過観察で5回通院し8月31日に完治			
		診療機関名2		通院開始日と通院終了日を記入してください。 診療最終日から60日以内に請求をしてください。		
※3ヶ所以上の診療機関へかかった場合、3ヶ所目以降は						

(事故状況)

傷 害 部 位	全身・頭部・顔部・頸部・肩部・上腕・前腕・手部・胸部・				
症 状 分 類	打撲・骨折・捻挫・切り傷・突き指・脱臼・擦過傷・				
活 動 分 類	スポーツ【ドッジボール ソフトボール】野球・バレー・フットベースボール・キックベースボール・バスケット・アスレチック・サイクリング・スキー・スケート・その他 運動会・キャンプ・ハイキング・野外炊飯・花火大会 社会奉仕活動・集団活動・研修会・往復途中				
都道府県・指定都市子連 確認欄(確認済は○)	行事計画書		往復の経路図(事故発生場所が往復途中の場合)		
	名簿		掛入金確認		

市町村子連は該当の書類を添付して県子連に提出してください。
※○は県子連で記入するので空欄で提出してください。

契約の履行のために利用いたします。
関係先等に提供することがあります。
當の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

市区町村等 子連 使用欄	受付日	担当者
	9月17日	鈴木

市町村子連担当者は、受付日と市町村子連担当者を漏れなく記入してください。

個人情報の取扱いについての同意書

〇〇整形外科 御中
御中
御中

この様式は請求の必須書類です。
医療機関(医師)ではなくご請求者様が
作成してください。

私は、令和 ● 年 8 月 10 日発生のおける被共済者の傷病について、公益社団法人
全国子ども会連合会「全国子ども会安全共済会」またはその委託を受けた者が、下記の行為を行なう
ことに同意します。

記

- 被共済者の傷病の原因・症状・診断内容・治療内容・検査結果・既往症等について説明を受けること。
- 以下の資料の交付・貸し出し（複写による提供を含む）を受けること、また資料の複写やデジタル
カメラによる撮影を行なうこと。
 - 診断書・診療報酬明細書・施術証明書・その他診療情報資料
 - レントゲンフィルムなどの検査資料

・ 同意日 令和 ● 年 9 月 15 日

・ 住 所 愛知県〇〇市〇〇町〇〇-〇

・同意日は請求日と同じ日を記
入してください。
・被共済者が未成年の場合は親
権者の名前をご記入ください。

・ 氏 名 音羽 達也

⑨

患者（被共済者）様との関係 [本人・配偶者・親権者・法定相続人・その他（ ）]

（注）同意された方が患者（被共済者）様ご本人の場合は、以下の記入は不要です。

患者（被共済者）様の

住 所 愛知県〇〇市〇〇町〇〇-〇

氏 名 音羽 翔太

生年月日 (昭和・平成・令和) ● 年 5 月 10 日

病院等へ照会する場合に必要な書
類ですので、自署の場合でも必ず押印し
てください。

＜個人情報の取り扱いについて＞

本共済契約に関する個人情報は、公益社団法人全国子ども会連合会が共済引受の審査、本共済契約の履行のために利用いたします。
また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先、共済金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。
ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲
に限定します。

令和5年1月改訂

個人情報の取扱いについての同意書

愛知県国民健康保険連合会

御中

・この様式は交通事故による場合、必須書類です。〈共済様式〉22に加え提出してください。
・医療機関(医師)ではなくご請求者様が作成してください。

私は、令和 ●年 8月 10日発生の交通事故における被共済者の傷病について公益社団法人全国子ども会連合会「全国子ども会安全共済会」またはその委託を受けた者が、下記の行為を行うことに同意します。

記

被共済者の貴健康保険使用日、診療機関（病院等）、健康保険適用額等の健康保険適用に関することについて説明を受けること

・ 同意日 令和 ●年 9月 15日

・ 住 所 愛知県〇〇市〇〇町〇〇-〇

・ 氏 名 音羽 達也

印

・同意日は請求日と同じ日を記入してください。
・被共済者が未成年の場合は親権者の名前をご記入ください。

患者（被共済者）様との関係〔本人・配偶者・親権者・法定相続人・その他（ ）〕

（注）同意された方が患者（被共済者）様ご本人の場合は、以下の記入は不要です。

患者（被共済者）様の

住 所 愛知県〇〇市〇〇町〇〇-〇

氏 名 音羽 翔太

健康保険組織へ照会する場合に必要な書類ですので、自署の場合でも必ず押印してください。

生年月日 （昭和・平成・令和）●年 5月 15日生

〈個人情報の取り扱いについて〉

本共済契約に関する個人情報は、公益社団法人全国子ども会連合会が共済引受の審査、本共済契約の履行のために利用いたします。
ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。
また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先、共済金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

令和5年4月改訂

公益社団法人 全国子ども会連合会 御中

医療報告書

氏 名	音羽 翔太		男・女	生年月日	昭和 平成 令和 ● 年 5 月 15 日							
受傷 発症 日 日	令和 ● 年 8 月 10 日											
傷 病 名	(1) 右足首骨折											
	(2)											
	(3)											
診 療 期 間 と 報 酬 点 数	初診日 令和 ● 年 8 月 11 日				合計点数							
	治癒日 令和 ● 年 8 月 31 日											
	通 院		入 院									
	8 月		5 日間 2,580 点	月		日間 点						
	・この様式は保健医療点数が記載された領収書または明細書がある場合は不要です。 ・医療機関にて作成いただください。 ・文書料(診断書等)が発生した場合は、自己負担となります。 ※ただし、全子連から求められて医療報告書を作成した場合は、全子連負担となります。											
							月		点	月		点
							月		日間 点	月		日間 点
							月		日間 点	月		日間 点
					2,580 点							
	選定療養費（初診及び時間外診療分）				円	食事療養費						
				円								

医 療 機 関	上記のとおり相違ありません。	
	令和 ● 年 9 月 2 日	
	医療機関	住 所 愛知県〇〇市〇〇町〇〇-〇
		病 医 院 名 〇〇整形外科
		医 師 名 四谷 浩司 (印)
	T E L 〇XX1 (23) 4545	

この医療報告書は、保険医療により診察を受けた内容を医療機関にて記入するものです。
公益社団法人全国子ども会連合会 全国子ども会安全共済会の医療共済金請求に使用します。

※保険医療点数が記載された医療費領収書又は診療明細書がある場合は不要です。

<個人情報の取り扱いについて>
本共済契約に関する個人情報は、公益社団法人全国子ども会連合会が共済引受の審査、本共済契約の履行のために利用いたします。
また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先、共済金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。
ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

令和5年1月改訂

公益社団法人 全国子ども会連合会 御中

柔道整復施術報告書

被施術者 音羽 翔太 生年月日 (昭和)平成(令和) ● 年 5 月 15 日

受傷日 令和 ● 年 8 月 10 日

施術期間 令和 ● 年 8 月 11 日 ~ 令和 ● 年 8 月 31 日

施術日数 10 日

施術部位 右足首

負傷名 右足首捻挫

保険分（10割の金額を記入願います）

＜初検料・再検料等＞	初検料	1,460 円
	初検時相談支援料	50 円
・この様式は領収書がある場合は不要です。 ・整骨院・接骨院を受診された場合は、本様式を医療機関に作成いただき、ご提出ください。 ・文書料（診断書）は自己負担となります。		320 円
		円
		円
		1,520 円
	後療料	7,070 円
	温電法料	1,050 円
	冷電法料	円
	電療料	420 円
計		11,890 円

令和 ● 年 9 月 2 日

住 所 愛知県〇〇市〇〇町〇〇-〇

施 術 所 名 〇〇接骨院

氏 名 目白 哲夫 (印)

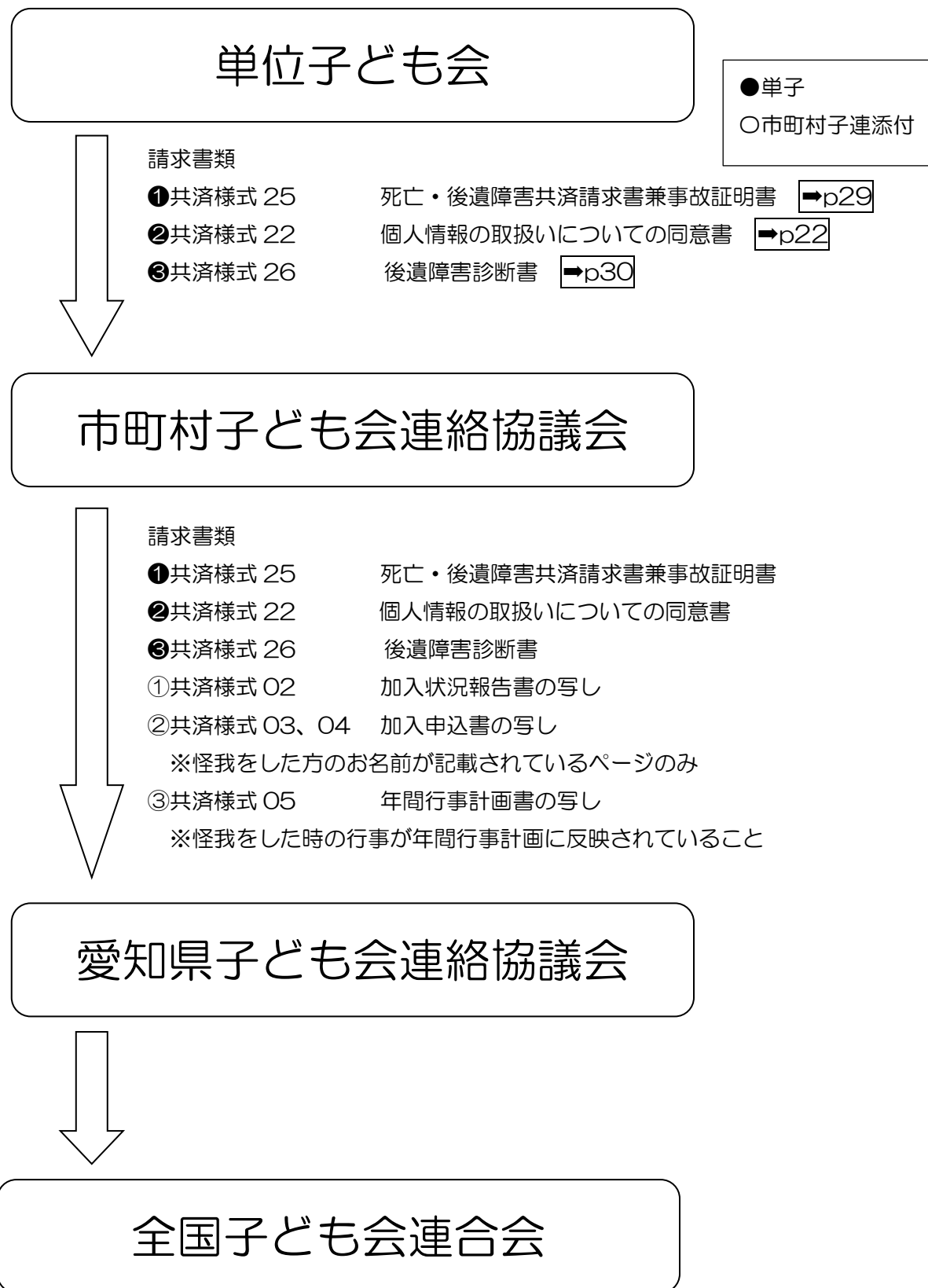
電 話 0XX1-23-5555

＜個人情報の取り扱いについて＞
本共済契約に関する個人情報は、公益社団法人全国子ども会連合会が共済引受の審査、本共済契約の履行のために利用いたします。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先、共済金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

後遺障害請求手続き

※〈共済様式〉20 全国子ども会安全共済会事故第一報報告書⇒p20

事故発生から30日以内に、単子から市町村子連を通じて県子連へ提出。



後遺障害共済金請求の申請手続きについて

1 後遺障害とは

子ども会活動中に障害又は疾病になり、その直接の結果として、共済約款に定める身体障害の状態（後遺障害等級表に該当・相当するもの）になったとき。▶p33～38

治療の効果が医学上期待できない状態であって、被共済者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったもの又は身体の一部の欠損を負ったときに請求できるもの。（共済約款第1条）

2 手続き方法

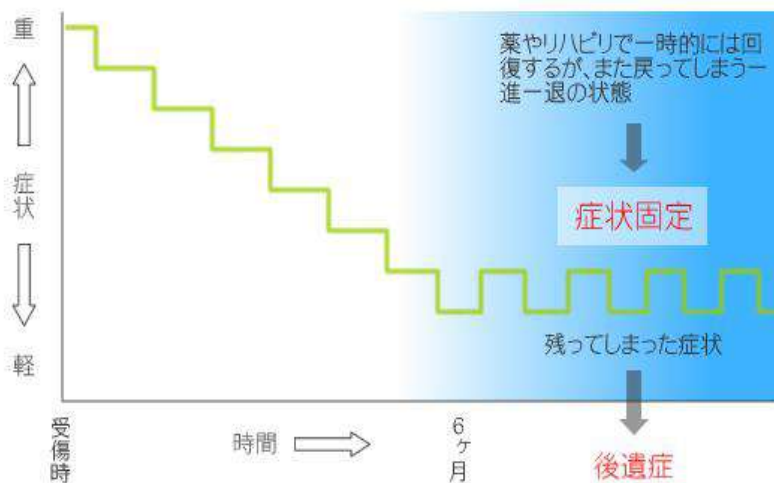
- ・後遺障害の等級判定は医師が判断するため、後遺障害共済金支払区分表の写しを医師に提出し、症状固定の判断を受けてください。
- ・後遺障害の支払区分表は愛知県子連のホームページにも掲載されていますのでご覧ください。
- ・請求書には、＜死亡・後遺障害共済金＞請求書兼事故証明書（共済様式 25）▶p29と後遺障害診断書（共済様式 26）▶p30が必要となります。

3 症状固定とは

事故で負ったケガのうち、症状固定後に残った症状は、等級認定を受けることにより、後遺障害として、対象となります。

※医学的な意味の「症状固定」

治療を続けても大幅な改善が見込めず、長いスパンでみると回復・治療がなくなった段階を、医学的な意味の「症状固定」と言います。



後遺障害共済金にかかる留意事項について

1 請求書類提出期限について

病院の医師から、「症状が確定した」との判断を受けたら日から 60 日以内です。（共済約款第 26 条 2 項）

2 医療共済金との提出書類等の違い

- ・請求書兼事故証明書（共済様式 25）[➡p29](#)は、医療共済金の請求書兼事故証明書（共済様式 21）と記入内容はほとんど同じです。
- ・領収書や明細書、柔道整復施術報告書ではなく、後遺障害診断書（共済様式 26）[➡p30](#)をご提出いただきます。後遺障害診断書は医療機関（医師）に作成を依頼してください。

3 医療共済金と後遺障害共済金の切り替え

※同一の事故により、死亡共済金、後遺障害共済金又は医療共済金が支払われる場合には、各々の共済金のうち一番大きな金額となる共済金の額が支払限度額（共済約款第 8 条）

- ・医療共済金で先に請求した後、後遺障害の症状が確定した場合は、後遺障害共済金の請求が可能です。その際、後遺障害共済金より先に支払われた医療共済金の金額分を差し引いた金額が支給されます。

例：医療共済金として 3 万円がすでに支払われたが、後に後遺障害が確定し、後遺障害共済金支払区分表の 15 等級に該当したため、15 等級の支払金額である 7 万円から医療共済金 3 万円を差し引いた、4 万円が支払われた。

- ・後遺障害共済金を請求していたが、医療共済金の金額の方が高額になる場合は、医療共済金に切り替えることも可能です。

4 その他

- ・請求書に補記（補足説明）する場合は、ふせんに記入して貼ってください。
その際、補記者が分かるように氏名の記入をお願いします。
- ・請求書類一式について裏紙等を使わないようにしてください。

死亡共済金について

万が一起こってしまった場合は個別に対応しますので、単子から報告がありましたら県子連までご連絡ください。

・この様式は死亡、後遺障害の共済金請求の際に使用してください。
(※記入内容は医療請求とほとんど同じです。)

【後遺障害】

- ・医師に後遺障害共済金支払い区分表(県子連HPを参照)の写しを提出し、等級判定と症状固定の判断を受けてください。
- ・医療共済金で先に請求した後、後遺障害の症状が確定した場合は、後遺障害共済金の請求が可能です。後遺障害共済金より先に支払われた医療共済金の金額分を差し引いた金額が支給されます。
- ・後遺障害共済金を請求していたが、医療共済金の金額の方が高額になる場合は、医療共済金に切り替えることも可能です。

【死亡】

- ・万が一、発生した場合は個別に対応いたします。

文書兼事故証明書

会	〇〇子ども会
番号	〇〇〇



子連	〇〇市子ども会連絡協議会
----	--------------

請求します。

令和	●	年	9	月	15	日
請求者住所に同じ						
〒	—					
湯島	小梅	性別	女			
平成	●	年	1	月	25	日
10	歳	小	5	学	年	

添付書類	① 死亡診断書又は死体検案書	③ 個人情報の取扱いについての同意書
	2 後遺障害診断書	④ 被共済者の戸籍謄本(死亡時)
お振込先金融機関	〇〇 銀行 信金・信組・農協・漁協・労金・() 〇〇 支店 普通預金以外の場合() 口座番号 〇123456 口座名義(カタカナ) ユシマ ミノル	ゆうちょ銀行 (数字3桁) 店 口座番号 口座名義(カタカナ)

＜災害状況報告書兼事故証明書欄＞

管理者氏名	神田 隆	年齢	55 歳	子ども会の役職	〇〇子ども会 会長	
事故日	令和 ● 年 8 月 10 日 (日)	時刻	14:00	事故日が土日祝・春夏冬休み以外の 日で、休日となった理由	学校行事の代休、開校記念日 その他	
発生場所	〇〇高原 キャンプ場			就学前3年以下の 被共済者の場合	安全共済会加入 の保護者の同伴	有 無
行事名	〇〇子ども会 サマーキャンプ					
天 候	晴れ	参加者数	30 名			
事故の 原因と 経過 及び 状況	事故発生 の 状況	サマーキャンプで川遊びをしていて足を滑らせ川に流されてしまった。すぐに指導者が助けに行ったが、川に流されてしまったので救助に時間がかかった。30分後に引き上げて、人工呼吸等の救命措置を行ったが、蘇生はしなかった。すぐ救急病院に搬送した。				
	治療 の 経過 及び 状況	(傷病部位) 傷病名	溺死			
		診療機関名1	〇〇病院	診療期間	8 月 10 日 ~ 8 月 10 日	
		治療の経過 と状況	救急車で病院に搬送されたが、心肺停止状態で蘇生処置を行うも死亡が確認された。			
		診療機関名2		診療期間	月 日 ~ 月 日	
	治療の経過 と状況					
※3ヶ所以上の診療機関へかかった場合、3ヶ所目以降は別紙にて上記項目と同一内容を記載の上提出してください。						

(事故状況)

傷害部位	全身・頭部・顔部・頸部・肩部・上腕・前腕・手部・胸部・腹部・背部・腰部・大腿・下腿・足部	
症状分類	打撲・骨折・捻挫・切り傷・突き指・脱臼・擦過傷・歯損・関節炎・火傷・視力・その他(溺死)	
活動分類	スポーツ【ドッジボール・ソフトボール・野球・バレーボール・ソフトバレーボール・水泳・サッカー・フットベースボール・キックベースボール・バスケットボール・ボートボール・マラソン・相撲】 アスレチック・サイクリング・スキー・スケート・その他のスポーツ() 運動会・キャンプ・ハイキング・野外炊飯・花火大会・祭り・その他レクリエーション() 社会奉仕活動・集団活動・研修会・往復途中	
都道府県・指定都市子連 確認欄(確認済は○)	行事計画書 名簿	往復の経路図(事故発生場所が往復途中の場合) 掛入金確認

＜個人情報の取り扱いについて＞

本共済契約に関する個人情報は、公益社団法人全国子ども会連合会が共済引受の審査、本共済契約の履行のために利用いたします。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先、共済金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

市区町村等 子連 使用欄	受付日	担当者	都道府県 指定都市子連 使用欄	受付日	請求完了日	担当者	令和5年1月 改訂
--------------------	-----	-----	-----------------------	-----	-------	-----	--------------

後 遺 障 害 診 断 書

患 者 (被共済者)	氏 名	品川 五郎		この様式は後遺障害共済金請求時に必要です。 医療機関で作成していただきます。 ※診断書の文書料は請求者様の負担になります。	
				令和	● 年 2 月 3 日生
受傷の日時	令和	● 年 8 月 9 日	土 曜 日	午前	午後 2 時頃
傷病名、治療および後遺症の状況 右肘関節の機能障害 ← 傷病名 右上腕骨折と右肘の機能に障害があることが判明しました。骨折部分については、ギプスで患部を固定し、経過観察で12日通院し完治となった。 右肘については、力が入らなく神経麻痺が見られることから、リハビリやマッサージの治療を施行するも、12/1に症状の回復が見られないことから後遺障害が確定した。					
該当等級	12		級	6	号
症状固定日	令和	● 年 12 月 1 日			
初診日	令和 ● 年 8 月 9 日 (土 曜 日)				
通院	自	令和 ● 年 8	後遺障害等級表の写しを医師に提出し、 等級の判定を受けてください。 ※表は県子連HPまたは全子連HPに掲載 されております。		保険医療総額
	至	令和 ● 年 12			
入院	自	令和 ● 年 8	8 日間		113,450 円
	至	令和 ● 年 8 月 16 日 (土 曜 日)			
上記のとおり診断いたします。 令和 ● 年 12 月 5 日 住 所 愛知県〇〇市〇〇町〇〇-〇 病 医 院 名 〇〇整形外科 医 師 名 四谷 浩司 (印) T E L OXX1 (23) 4545					

＜個人情報の取り扱いについて＞

本共済契約に関する個人情報は、公益社団法人全国子ども会連合会が共済引受の審査、本共済契約の履行のために利用いたします。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先、共済金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

公益社団法人 全国子ども会連合会 御中

この様式は死亡共済金請求時に必要です。

同意書

被共済者の死亡日

令和 ● 年 8 月 10 日 湯島 小梅 様が死亡したことにより、全国子ども会安全共済会約款に基づいて、今回支払われる共済金は、代表相続人 湯島 実 様に全額が支払われることに同意いたします。

つきましては、後日他から苦情が出たとき、また貴会において支払いの義務のないことが判明したときは、共済金受取人および私どもが連帯して一切の責を負い貴会にご迷惑をお掛けいたしません。

令和 ● 年 9 月 15 日

代表相続人、同意人(その他の相続人)全員の記入・押印をしてください。

(代表相続人)

住所 愛知県〇〇市〇〇町〇〇-〇
氏名 湯島 実 ⑩ 被相続人との続柄 父親

(同意人)

住所 愛知県〇〇市〇〇町〇〇-〇
氏名 湯島 奈穂子 ⑩ 被相続人との続柄 母親

(同意人)

住所 _____
氏名 _____ ⑩ 被相続人との続柄 _____

(同意人)

住所 _____
氏名 _____ ⑩ 被相続人との続柄 _____

(同意人)

住所 _____
氏名 _____ ⑩ 被相続人との続柄 _____

＜個人情報の取り扱いについて＞

本共済契約に関する個人情報は、公益社団法人全国子ども会連合会が共済引受の審査、本共済契約の履行のために利用いたします。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先、共済金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

令和5年1月改訂

公益社団法人 全国子ども会連合会 御中

この様式は、共済金の請求及び受領に関する
権限の委任が必要な時にご利用ください。

委 任 状

(代理人)

住 所 愛知県〇〇市〇〇町〇〇-〇

氏 名 音羽 次郎 請求者
との関係 弟

私は、上記の者を代理人と定め、下記の共済金の請求及び受領に関する一切の権限を委任
いたします。

なお、全国子ども会安全共済約款第28条（共済金の支払時期）第2項の適用にあたって
は、上記代理人への支払いをもって共済金支払とすることに同意いたします

1. 全国子ども会安全共済会約款に基づき支払われる共済金の請求及び受領

2. 事 故 発 生 日 令和 ● 年 8 月 10 日

3. 共 済 金 の 種 類 医療共済金 ・ 死亡共済金 ・ 後遺障害共済金

4. 被 共 済 者 名 音羽 翔太

5. 被 共 済 者 住 所 愛知県〇〇市〇〇町〇〇-〇

令和 ● 年 9 月 15 日

委任者住所 愛知県〇〇市〇〇町〇〇-〇

委任者氏名 音羽 達也

印

被共済者との関係 [本人・親権者・里親・その他()]

＜個人情報の取り扱いについて＞

本共済契約に関する個人情報は、公益社団法人全国子ども会連合会が共済引受の審査、本共済契約の履行のために利用いたします。
また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先、共済金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。
ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定し
ます。

等級	金額 (万円)	後遺障害の程度
1	600	1. 両眼が失明したもの 2. 咀嚼及び言語の機能を廃したもの 3. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 4. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5. 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 6. 両上肢の用を全廃したもの 7. 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 8. 両下肢の用を全廃したもの
2	530	1. 1 眼が失明し、他眼の視力が 0.02 以下になったもの 2. 両眼の視力が 0.02 以下になったもの 3. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 4. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 5. 両上肢を手関節以上で失ったもの 6. 両下肢を足関節以上で失ったもの
3	465	1. 1 眼が失明し、他眼の視力が 0.06 以下になったもの 2. 咀嚼又は言語の機能を廃したもの 3. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 4. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 5. 両手の手指の全部を失ったもの
4	400	1. 両眼の視力が 0.06 以下になったもの 2. 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの 3. 両耳の聴力を全く失ったもの 4. 1 上肢をひじ関節以上で失ったもの 5. 1 下肢をひざ関節以上で失ったもの 6. 両手の手指の全部の用を廃したもの 7. 両足をリスフラン関節以上で失ったもの
5	340	1. 1 眼が失明し、他眼の視力が 0.1 以下になったもの 2. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 3. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 4. 1 上肢を手関節以上で失ったもの 5. 1 下肢を足関節以上で失ったもの 6. 1 上肢の用の全廃したもの

5	340	7. 1 下肢の用を全廃したもの 8. 両足の足指の全部を失ったもの
6	280	1. 両眼の視力が 0.1 以下になったもの 2. 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの 3. 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 4. 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が 40 センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 5. 脊柱に著しい変形又は運動障害を残すもの 6. 1 上肢の 3 大関節中の 2 関節の用を廃したもの 7. 1 下肢の 3 大関節中の 2 関節の用を廃したもの 8. 1 手の 5 の手指又はおや指を含み 4 の手指を失ったもの
7	225	1. 1 眼が失明し、他眼の視力が 0.6 以下になったもの 2. 両耳の聴力が 40 センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 3. 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 4. 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 5. 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 6. 1 手のおや指を含み 3 の手指を失ったもの又はおや指以外の 4 の手指を失ったもの 7. 1 手の 5 の手指又はおや指を含み 4 の手指の用を廃したもの 8. 1 足をリスフラン関節以上で失ったもの 9. 1 上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 10. 1 下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 11. 両足の足指の全部の用を廃したもの 12. 外貌に著しい醜状を残すもの 13. 両側の睾丸を失ったもの
8	175	1. 1 眼が失明し、又は 1 眼の視力が 0.02 以下になったもの 2. 脊柱に運動障害を残すもの 3. 1 手のおや指を含み 2 の手指を失ったもの又はおや指以外の 3 の手指を失ったもの 4. 1 手のおや指を含み 3 の手指の用を廃したもの又はおや指以外の 4 の手指の用を廃したもの 5. 1 下肢を 5 センチメートル以上短縮したもの 6. 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の用を廃したもの

8	175	7. 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の用を廃したもの 8. 1 上肢に偽関節を残すもの 9. 1 下肢に偽関節を残すもの 10. 1 足の足指の全部を失ったもの
9	130	1. 両眼の視力が 0.6 以下になったもの 2. 1 眼の視力が 0.06 以下になったもの 3. 両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 4. 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 5. 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 6. 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの 7. 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 8. 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 9. 1 耳の聴力を全く失ったもの 10. 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 11. 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 12. 1 手のおや指又はおや指以外の 2 の手指を失ったもの 13. 1 手のおや指を含み 2 の手指の用を廃したもの又はおや指以外の 3 の手指の用を廃したもの 14. 1 足の第 1 の足指を含み 2 以上の足指を失ったもの 15. 1 足の足指の全部の用を廃したもの 16. 外貌に相当程度の醜状を残すもの 17. 生殖器に著しい障害を残すもの
10	95	1. 1 眼の視力が 0.1 以下になったもの 2. 正面を見た場合に複視の症状を残すもの 3. 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの 4. 14 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの、又は歯科補綴を要するもの 5. 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 6. 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 7. 1 手のおや指又はおや指以外の 2 の手指の用を廃したもの 8. 1 下肢を 3 センチメートル以上短縮したもの 9. 1 足の第 1 の足指又は他の 4 の足指を失ったもの

10	95	10. 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの 11. 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの
11	70	1. 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2. 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3. 1 眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 4. 10 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの、又は歯科補綴を要するもの 5. 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 6. 1 耳の聴力が 40 センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 7. 脊柱に変形を残すもの 8. 1 手のひとさし指、なか指又はくすり指を失ったもの 9. 1 足の第 1 の足指を含み 2 以上の足指の用を廃したもの 10. 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの
12	45	1. 1 眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2. 1 眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3. 7 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの、又は歯科補綴を要するもの 4. 1 耳の耳殻の大部分を欠損したもの 5. 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの 6. 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの 7. 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの 8. 長管骨に変形を残すもの 9. 1 手のこ指を失ったもの 10. 1 手のひとさし指、なか指又はくすり指の用を廃したもの 11. 1 足の第 2 の足指を失ったもの、第 2 の足指を含み 2 の足指を失ったもの又は第 3 の足指以下の 3 の足指を失ったもの 12. 1 足の第 1 の足指又は他の 4 の足指の用を廃したもの 13. 局部に頑固な神経症状を残すもの 14. 外貌に醜状を残すもの
13	26	1. 1 眼の視力が 0.6 以下になったもの 2. 正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの 3. 1 眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 4. 両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの 5. 5 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの、又は歯科補綴を要するもの 6. 1 手のこ指の用を廃したもの 7. 1 手のおや指の指骨の一部を失ったもの 8. 1 下肢を 1 センチメートル以上短縮したもの

13	26	9. 1 足の第 3 の足指以下の 1 又は 2 の足指を失ったもの 10. 1 足の第 2 の足指の用を廃したもの、第 2 の足指を含み 2 の足指の用を廃したもの又は第 3 の足指以下の 3 の足指の用を廃したもの 11. 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの
14	14	1. 1 眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの 2. 3 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの、又は歯科補綴を要するもの 3. 1 耳の聴力が 1 メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 4. 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 5. 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 6. 1 手のおや指以外の手指の指骨の一部を失ったもの 7. 1 手のおや指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの 8. 1 足の第 3 の足指以下の 1 又は 2 の足指の用を廃したもの 9. 局部に神経症状を残すもの 10. 外貌に軽度の醜状を残すもの
15	7	1. まつ毛縁（まつ毛の生えている周縁）の 1/4 程度以上にわたってまつ毛はげを残すもの 2. 1 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの、又は歯科補綴を要するもの 3. 上肢の露出面に鶏卵大面以上の大きさの醜いあとを残すもの 4. 下肢の露出面に鶏卵大面以上の大きさの醜いあとを残すもの

備考

1. 視力の測定は、万国式試視力表による。屈折異状のあるものについては、矯正視力について測定する。
2. 手指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
3. 手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節(おや指にあっては、指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいう。
4. 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
5. 足指の用を廃したものとは、第一の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったもの又は中足指節間関節若しくは近位指節間関節(第一の足指にあっては、指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいう。
6. 各等級の後遺障害に該当しない後遺障害であって、各等級の後遺障害に相当するものは、当該等級の後遺障害とする。
7. 「外貌に著しい醜状を残すもの」とは、原則として、次のいずれかに該当する場合で、人目につく程度以上のものをいう
 - (1) 頭部にあっては、てのひら大（指の部分は含まない）以上の癍痕又は頭蓋骨のてのひら大以上の欠損

- (2) 顔面部にあつては、鶏卵大面以上の癍痕または 10 円銅貨大以上の組織陥没
 - (3) 頸部にあつては、てのひら大以上の癍痕
8. 「外貌に相当程度の醜状を残すもの」とは、原則として、顔面部の長さ 5 センチメートル以上の線状痕で、人目につく程度以上のものをいう
9. 「外貌に醜状を残すもの」とは、原則として、次のいずれかに該当する場合で、人目につく程度以上のものをいう
- (1) 頭部にあつては、鶏卵大面以上の癍痕又は頭蓋骨の鶏卵大面以上の欠損
 - (2) 顔面部にあつては、10 円銅貨以上の癍痕又は長さ 3 センチメートル以上の線状痕
 - (3) 頸部にあつては、鶏卵大面以上の癍痕
10. 「外貌に軽度の醜状を残すもの」とは次のいずれかに該当するものをいう
- (1) 頭部にあつては、10 円銅貨大以上の癍痕
 - (2) 顔面部にあつては、直径 1cm 程度以上の癍痕又は長さ 1.5cm 以上の線状痕
 - (3) 頸部にあつては、10 円銅貨大以上の癍痕
11. 露出面以外の醜状について
- 上腕又は大腿にあつては、その 1/2 程度、胸部又は腹部にあつては、それぞれ 1/4 程度、背部及び臀部にあつては、その全面積の 1/8 程度超えるものは、15 級第 3 項又は第 4 項の準用とする。

安全共済会の手続きについてのよくあるご質問

①加入者名簿の記載時に年齢の記載は必須ですか。

→令和 6 年 4 月より、大人の年齢の記入は任意です。

「令和6年4月改定」の様式では、「3歳以下」の確認のみに変更しています。

②乳幼児の加入について保護者の同伴（加入）は必須ですか。

→0歳から3歳まで（就学前の3年以下の乳幼児）については保護者の同伴が必須となります。加入者名簿の同伴保護者 No.欄に保護者の加入 No.を必ずご記載ください。

保護者の同伴がない場合は事故が発生しても安全共済会の対象となりません。

加入時、事故時ともに4月 1 日現在の年齢です。（参考：年少＝3 歳、年中＝4 歳、年長＝5 歳）（規程細則【共済約款】2（1））

4歳以上の幼児について、規約上では保護者の同伴は必須ではありませんが、小学生以下の幼児の方が行事に参加する場合は、できるだけ保護者の方に同伴をしていただくのが望ましいです。

③加入申込書の種別について、指導者と育成者の違いとは何ですか。

→指導者…子ども会の役員・運営者・管理者にあたる。世話人という呼び名もあります。

例えば、ジュニア・リーダークラブの役員やスポーツ行事の監督などが当たります。

育成者…単位子ども会の一般役員または子どもの保護者、地域全体の大人に当たります。

NFW

④外国籍の加入者の名前は、カタカナ、アルファベット等、どの表記で名簿に記載すればよいか。

→医療共済金請求時等に、病院が発行する領収書または医療明細書（写）に記載される氏名と同一であるとわかるよう、保険証に記載されている氏名で記載されるのが望ましいです。

⑤加入申込書のなかで氏名の漢字間違え、年齢・学年の記載ミスが発覚した。再度申し込み書類の提出は必要か。

→【書類】発覚次第〈共済様式〉07➡p14にて、メール、FAX 等で県子連までお知らせください。

→【ネット】登録から 30 日以内の場合は修正を、30 日を経過している際は、備考欄に氏名、年齢等の変更内容を入力してください。

⑥〈共済様式〉08 変更届は必ず提出しなければならないか。

→【書類】市町村子連の代表者が変更した場合についても安全共済会加入にかかる契約者の変更となりますので、必ず自署もしくは押印された〈共済様式〉08 を、県子連、全子連宛てにメールにて送付してください。

【ネット】共済ネットシステムの ID・PW が付与されている市区町村等子連につきましては、〈共済様式〉08 でなく、全子連 HP の「契約者（市区町村等子連）情報変更依頼フォーム」でも市区町村等子連情報の変更ができます。

7 転入出時はどのような事務が必要か。

→【書類加入】

▽転出元：事務不要

△転入先

	転出元で、共済会加入済み	転出元で、共済会未加入
県外・名古屋市より転入	追加加入※R7～	追加加入
名古屋市を除く県内より転入	〈共済様式〉07 を県まで提出	追加加入
同じ市町村内より転入	〈共済様式〉07 を市町村まで提出	追加加入

→【ネット加入】

▽転出元

共済会費は入金済み ※入金管理の関係より当該年度は削除しない	・加入者名簿の転出される方の備考欄に、「〇月〇日付にて〇〇県〇〇市（町村）〇〇子ども会に転出」と入力。 ・次年度、データ移行の際に、名簿から削除する。
共済会費は未入金	・30日以内なら、「削除」。 ・30日を経過している場合は、「お問い合わせ」から「未入金の〇〇さんの加入データを削除してください」と削除依頼を全子連に送信する。

△転入先

	転出元で、共済会加入済み	転出元で、共済会未加入
県外・名古屋市より転入	追加加入※R7～	追加加入
名古屋市を除く県内より転入	・名簿に追加登録し、備考欄に「〇月〇日付にて〇〇市（町村）・〇〇子ども会より転入」と入力。 ・「お問い合わせ」より「〇〇さんの転入手続きが完了しました。」と入力し送信する（全子連から県へ、県から市町村へ連絡）。 ・02・06 様式、会費不要	追加加入
同じ市町村内より転入	同上	追加加入

※共済会加入の有無が不明の場合は、転出元の市町村、地区をご本人から確認のうえ、市町村子連を通じ県子連へ照会してください。

8 市町村子連と単子の両方で活動している子ども会役員が安全共済会に加入する場合、両方の名簿にて加入申込を行わなければならないか。

→重複加入になるため、参加率の高い方で加入手続きをしてください。

《加入をしていない子ども会で事故を起こしてしまった場合》

- ・加入をしている子ども会の名簿

- ・加入をしていないが、活動をしている（＝事故が発生した）子ども会の名簿
- ・加入をしていないが、活動をしている（＝事故が発生した）行事計画表

上記の書類の提出をお願い致します。

※引越しをして所属子ども会が変わった場合も同様の対応です。

9 〔共済様式〕05 年間行事計画書は市町村子連独自のものを作成している。安全共済会の加入手続きの際は、独自の様式でもよい。

→ 〔共済様式〕05 に別紙参照と記入していただき、それぞれの行事計画書を添付して下さい。ただし、〔共済様式〕05 に記載のある項目は必ず明確にしてください。

10 〔共済様式〕05 年間行事計画書について、行事の日程が不明の場合の記載方法

→ 実施予定日に“未定”と記入し、提出してください。

令和6年度より、「実施予定日」「会場」「参加予定人数」が変更されても、該当箇所を修正した共済様式05は不要になりました。確定した情報を連絡する必要はありません。ただし、「行事・活動」の追加および名称が変更となった場合は、従来通り提出が必要です。（規程細則【事業方法書】5(2)）

NEW

11 大人による登下校の見守り活動は、共済金支払いの対象となるか。

→ 年間行事計画書に記載されていれば、対象となります。（規定細則【共済約款】3）

ただし、登下校中の子どもの事故は学校管理下にあるため、共済金支払いの対象外です。

NEW

12 「往復中」とはどこからどこまでが対象なのか。

→ 対象（規程細則【事業方法書】8(1)）

- ・被共済者の住所と指定の集合場所、または指定の解散場所から被共済者の住所とを結ぶ合理的な経路における事故は対象になります。

被共済者の住所とは・・・戸建て：居住用の家屋を出てから・集合住宅：玄関を出てから

- ・友人を誘う（送る）ための変更経路における事故。
- ・子ども会活動に必要な物品の調達のための変更経路における事故。
- ・解散場所から定期的に特定の場所（祖父母の住居や塾頭）への変更経路（管理者に報告があり、管理者が把握していること）における事故。但し、その特定の場所から被共済者の住所は対象外となる。

→ 対象外

- ・経路内外問わず、子ども会活動に関係のない寄り道や大幅な回り道をした際に事故が発生した場合は安全共済会の対象になりません。（途中で公園に寄って数人で遊び発生した事故等）。

→ ちなみに、賠償責任保険（第3者のケガ、持ち物）では、子ども会活動に参加するまでの往復中の事故は対象外です。

NEW

13 交通事故によるケガは、医療共済金の対象となるのか

→ 健康保険等を適用して治療した場合は、対象となります。

→ まずは、自動車保険による補償を確認してください。加害者の負担で治療を受けた場合等は、健康保険

等を適用して治療していないため、対象外となります。

→ちなみに、賠償責任保険（第3者のケガ、持ち物）では自動車の所有・使用・管理に起因する事故は対象外です。

NFW

14 市町村の政策により、子どもの医療費が無料のため負担していないが、共済金の請求は可能か
→可能です。領収額が0円でも、医療点数に応じて医療共済金は確定します。

NFW

15 装具（コルセットやサポーター）費は対象となるのか
→規定はありませんが、装具制作費用実費を含めて判断され、支払われる場合があります。
医師の作成した装具装着意見書・証明書等と装具制作者が発行した領収書を提出してください。

NFW

16 治療に半年以上かかりそうな時、請求はどうしたらよいか。
→後遺障害が疑われる場合は、事故第一報提出時（その後わかり次第）、県子連へご連絡ください。
→医療共済金は、事故発生日からその日を含めて180日以内の治療が支払いの対象のため（共済約款第7条3項）、治療中であっても、180日を経過したら一旦60日以内に請求書類を提出してください。
→医療共済金支給後、後遺障害が確定した場合で、後遺障害共済金の方が金額が高くなる場合は、後遺障害共済金の請求をしてください。すでに支払い済みの医療共済金額を差し引いた額が支払われます。

17 安全共済会の事故の重複、また治療中に事故が発生した場合は、どのようなになるのか。
→被共済者が医療共済金の支払を受けられる期間中にさらに医療共済金の支払を受けられる傷害又は疾病を被った場合においては、その傷害又は疾病に対する医療共済金は支払われません。（共済約款第7条4項）※完治してから活動に復帰することが前提のため。

《事故の重複について》

	○月×日		○月△日		□月○日
①	事故 A	発生	→ → → → → → → → → →	→ → → → →	治癒
	事故 B			発生	→ → → → → 治癒

この場合、事故 B は事故 A の期間と重複するため対象外となります。
ただし、事故 A で共済金請求を行わない場合は事故 B で共済金請求ができます。

	○月×日		○月△日		□月○日
②	事故 A	10:00	発生	→ → → → → → → → → →	治癒
	事故 B	12:00	発生	→ → → →	治癒

同日に異なる事故が発生した場合、どちらかの事故のみ支給の対象となります。
通常はより重度な傷病又は疾病となった事故で申請をします。

賠償責任保険の申請手続きについて

子ども会活動中に、子ども会とは関係ない第三者に怪我をさせてしまった時や、子ども会とは関係のない物を壊してしまった時のための保険です。

1 事故第一報について

単位子ども会から、市町村子ども会連絡協議会を通じて、愛知県子連へ子ども会賠償責任保険事故報告《第一報》（様式 B01）[➡p54](#)を FAX（052-212-5503）で提出してください。

様式は県子連、全子連の HP からダウンロードできます。

受付後、愛知県子連より全国子ども会連合会へ転送します。

※「全国子ども会安全共済会事故第一報報告書」とは様式が異なります

2 有責・無責判断

・全国子ども会連合会より、賠償責任保険を取り扱う保険会社へ報告され、有責無責の判断が行われます。

・保険会社の判断後、全国子ども会連合会・愛知県子連を経由して市町村子連へ通知されます。

※チラシに記載の「お支払いできない主な場合」[➡p45](#)からおおよその有責無責判断をすることは可能ですが、最終的には保険会社の判断により決定します。ご判断が難しい場合は、先ず第一報（様式 B01）のご提出をお願いします。

3 請求手続き

有責判断となった場合、愛知県子連より下記の必要書類をお送り致します。

※各必要書類については、保険会社の取扱い管理書類となるため、事前配布等はありません。

・様式 B02 賠償責任保険保険金請求書 [➡p55](#)

・様式 B03 賠償責任事故解決通知書 [➡p56](#)

・様式 B04 損害賠償に関する承諾書（免責証書） [➡p57](#)

※B03 と B04 はどちらか一方を提出。

・様式 B05 委任状 [➡p58](#)

・様式 B06 お客様の情報に関するお取扱い兼同意書 [➡p59](#)

・様式 B07 全国子ども会賠償責任保険に係る証明書類について [➡p60](#) ※県子連作成

・様式 B08 {
・写真（修理前・修理後） [➡p61](#)
・請求書・領収書（原本）

・共済様式 03、04 加入申込書の写し

・共済様式 05 年間行事計画書の写し

4 支払いについて

全子連へ請求書類が到着してから約1ヵ月後です。

※審査・照会状況により支払い手続きが延長する可能性もあります。

【参考】令和6年度の賠償責任保険支払い

No.	事故日時	行 事 名	被 害 状 況	請 求	金 額	備 考
1	令和6年 3月3日	子ども会リーダー修了認定式 & 新人ジュニアリーダー歓迎 会	室内にてレクリエーション中に膝 が壁にぶつかり、壁に穴があいた。	修理完了後、請求。保険 会社から修理会社に直接 振込み。	82,500 円	
2	6月11日	ソフトボール練習	ノック練習中、打球が窓にあたり、 窓ガラスが割れた。	加害者が修理費支払後、 請求。保険会社からガラ スを割った加害者に振り 込み。	46,200 円	
3	11月4日	令和6年度緑陽子ども会連合 会交流会	グラウンドに設置していたテント が、突風にあおられ飛んでしまい、 支柱が折れた。	新規に購入するテント代 を、保険会社から被害者 に直接振り込み。	182,000 円	賠償金額は、当時購 入金額から減価償 却の上、3,000 円 の免責。
合	計				310,700 円	

子ども会賠償責任保険の補償内容のご案内

[施設所有（管理）者賠償責任保険・受託者賠償責任保険・子ども会施設賠償責任保険に関する特約・
特約の一部不適用に関する特約（施設所有（管理）者用）・借用イベント施設損壊補償特約・借用イベント施設損壊補償の免責金額修正特約・飲食物危険補償特約セット]

この保険は

- ① 「公益社団法人全国子ども会」が契約者となって保険料を負担し契約しているものであり、主な補償内容をご案内するものです。（会員の皆さま各々に、加入をおすすめているものではありません）
- ② この保険は「子ども会活動中」の事故により、**主催者（注1）以外の会員や第三者が死傷したり、第三者の財物に損害を与えたり、もしくは他人から預かった財物に損害を与えたことにより、「全国子ども会安全共済会」に加盟している主催団体（注2）や指導者等（安全共済会加入者に限る）（注3）**や放課後児童教室、放課後児童クラブおよびそれに準ずる団体（全国子ども会安全共済会加入団体に限る）が、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を保険金として支払うものです。

（注1） 主催者は、全子連および主催団体の役員、全子連または全子連に加盟した主催団体ごとの子ども会安全共済会名簿に記載された指導者（満18才以上の者に限ります）。
育成者および仕事を委嘱された者で、主催者業務※を行う者をいいます。
※主催者業務を行う者が主催者となるため、行事ごとに主催者は変わります。

（注2） 主催団体とは都道府県、指定都市、市区町村等の子ども会連合組織および単位子ども会をいいます。

（注3） 指導者等とは全子連または全子連に加盟した主催団体ごとの子ども会安全共済会名簿に記載された指導者（満18才以上の者に限ります）、育成者および仕事を委嘱された者をいいます。

■この保険は各子ども会行事の主催者側の損害賠償責任を補償するものであり、主催者側でない、ただ行事に参加しているだけの会員の個人の損害賠償責任を補償するものではありません。

■**保険期間（ご契約期間）** 令和7年4月1日午後4時から令和8年4月1日午後4時まで ■**保険金額（ご契約金額）** お支払い金額は以下のとおりです。

◆施設所有（管理）者賠償責任保険

（借用イベント施設損壊補償特約＋借用イベント施設損壊補償の免責金額修正特約＋飲食物危険補償特約セット）

身体障害	1名につき	1億円	免責金額 なし	財物損壊	1事故につき	200万円	免責金額 なし
	1事故につき	5億円					
借用イベント 施設損壊補償特約		他人から賃借する建物およびその建物と同時に賃借した什（じゅう）器備品の不測かつ突発的な偶然な事故による損壊について負担する法律上の損害賠償責任を補償します。					
飲食物危険補償特約		特別約款により免責となる「飲食物の提供に起因する損害賠償責任」を補償します。ただし、保険期間中に提供し、保険期間中または保険期間終了後72時間以内に発生した身体障害に限りします。					

◆受託者賠償責任保険

補償対象例：運動会時に借りた TENT を壊した。廃品回収時に借りたリヤカーを壊した。（借用した自動車は補償対象外です）

財物損壊	1事故・ 保険期間中 につき	1,000万円	免責金額 3,000円	受託物（レンタル品を含む）を保管施設外において運送している間（積込みもしくは積卸し作業または積卸し作業後の荷役作業を含みます）の受託物の破損に起因する損害賠償責任を補償します。外部から賃借したモノ（建物と同時に賃借したわけでないモノ）について運送中も含めて補償対象になります。
------	----------------------	---------	----------------	--

■お支払いする保険金

・損害賠償金 ・争訟費用 ・権利保全行使費用 ・緊急措置費用 ・協力費用 ・損害防止費用

■保険金をお支払いできない主な場合

- ① 保険契約者または被保険者の故意による事故の損害賠償責任
- ② 子ども会活動に参加するまでの往復中の事故の損害賠償責任
- ③ 被保険者と他人との間に損害賠償責任についての特別な約定がある場合、その約定により加重された損害賠償責任
- ④ 全子連および主催団体役員ならびに指導者等が、自らが主催者として参加する子ども会活動によって被った身体の障害または財物の損壊に対する損害賠償責任
- ⑤ 子ども会活動に参加している子どもの行為により全子連および主催団体の役員ならびに指導者等が被った身体障害に対する損害賠償責任
ただし、満18才未満の者が被った身体の障害に起因する損害を除きます。
- ⑥ 全子連および主催団体が所有、使用または管理する財物の損壊に対する損害賠償責任
- ⑦ 自動車、航空機、昇降機（小荷物専用昇降機は除きます。）、施設外における船・車両の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任 など

※この保険は法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害をお支払いするものです。そのため、法律上の損害賠償責任が発生しない場合は対象外となります。

（例）スポーツ活動中に競技者同士が起こした事故（正当な競技規則に従って行為していた場合）や闘争行為（喧嘩）により発生した事故は法律上の損害賠償責任が発生しないため対象外となるのが一般的です。

■過失割合に応じ保険金をお支払いします。またこの保険には、被保険者に代わって事故の相手（被害者）と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。

■免責金額とは、お支払いする保険金の計算にあたって損害の額から差し引く額をいいます。（被保険者の自己負担となります。）

このチラシは概要を説明したものです。詳しくは施設所有（管理）者賠償責任保険および受託者賠償責任保険パンフレット、「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」、「普通保険約款・特別約款・特約集」をご用意していますので、ご希望の方は取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

■取扱代理店

株式会社 保険代行社
〒141-0031
東京都品川区西五反田3-7-14 三信ビル9F
TEL 03-6631-4366 FAX 03-6631-4367

■引受保険会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 広域法人開発部 営業課
〒103-8250
東京都中央区日本橋3-5-19
TEL 050-3460-8162 FAX 03-6734-9609

（2024年10月承認）B24-102491

子ども会賠償責任保険に関する質問&説明

子ども会損害賠償責任保険について、支払対象判断を中心に、特に多いご質問とそれに対する説明を記載いたします。
この説明は、約款（特約）を中心とした説明（過去の事例を含む）となります。

子ども会賠償責任保険で請求対象となる事故は、

- ◎ 子ども会の行事中である
- ◎ 「子ども会として」被害者から法律上の損害賠償を求められる事故である
- ◎ 被害者から求償（修理要求等）がある

以上の場合が請求対象の基本となります。

公益社団法人全国子ども会連合会

項番	対象判断	質問内容	説明	参照・・・HP 「子ども会賠償責任保険の 補償内容のご案内」
----	------	------	----	--------------------------------------

① こんな場合、損害賠償の対象になりますか？

1	行事以外	子ども会行事へ参加するため自転車で走行中、誤って他人にぶつかりケガをさせてしまった。支払対象になりますか？	子ども会の賠償責任保険は、行事中のみが対象です。 集合場所と自宅の往復途中は対象外です。	保険金をお支払いできない 主な場合②
2	役員 指導者	ソフトボールの監督が学校のグラウンドの端に自家用車を停めていた。 ソフトボール活動中、偶然ボールが自家用車の方向へ飛んでボンネットに当たりへこんだ。その修理代は出ますか？	行事中における役員・指導者等（同居の親族を含む。別居の親族は含まない）の身体傷害・財物損害は対象外です。	保険金をお支払いできない 主な場合④

項番	対象判断	質問内容	説明	参照・・・HP 「子ども会賠償責任保険の 補償内容のご案内」
3	借用物	子ども会行事のために、子ども会とは関係ない方から「かき氷器」を借りましたが、操作を誤って壊してしまいました。補償はありますか？(借用書あり)	補償対象になります。お祭り開催時に外部から借りた山車、廃品回収時に外部から借りたりヤカー、運動会開催時にレンタル業者から借りたテント等も対象となります。但し、自動車は対象外となります。 (1 事故につき免責金額3,000円で、全子連全体で年間累積1,000万円が支払限度額です。)	受託者賠償保険を適用 借用していることが証明で きる書類が必要
4	借用物	学校のグラウンドを借りて行事(ソフトボール、祭り等)を行っていた際、学校からグラウンドと同時に借用したもの(ソフトボールの際に借りたネットやベース、炊飯行事等で借りた家庭科室の炊飯器等)は対象となりますか？	学校のグラウンドを借用して行事を開催しており、行事で借用する建物と同時に賃借するものであるため、「借用イベント施設損壊補償特約」の対象となります。 (令和5年度より1 事故につき免責金額0円、支払金額は1 事故につき200万円限度) 行事で借用する建物と同時に賃借するもの以外は、「受託者賠償責任保険」が適用されます。 (1 事故につき免責金額3,000円で、支払金額は全子連全体で年間累積1,000万円が限度額になります。)	借用イベント施設損壊賠償 補償特約を適用 借用していることが証明で きる書類が必要
5	販売 提供品	お祭り等で子ども会が屋台で提供した食品によって食中毒が発生した場合、対象となりますか？	補償対象になります。 令和5年度より子ども会が販売又は提供した商品・飲食物に起因する損害賠償責任も対象になりました。	
6	自動車 賠償	子ども会行事(廃品回収)のために好意で車を借用し、その廃品回収のため運転中、誤って第三者の車をこわした。対象となるか？	借用自動車に限らず、自動車の運行管理に起因する損害賠償(対人・対物)は、その車についている保険(自賠責保険、自動車保険)により補償することになり、子ども会の賠償責任保険では対象外となります。	保険金をお支払いできない 主な場合⑦ 車両の使用中の事故につき 対象外

項番	対象判断	質問内容	説明	参照・・・HP 「子ども会賠償責任保険の補償内容のご案内」
7	競技中 競技中以外	ソフトボールの練習で、打球がピッチャーの顔面に当たり、メガネが壊れてしまった。支払えますか？	一般的には、ソフトボールに限らず、また試合中・練習中に限らず、正当な競技規則に従った行為では損害賠償そのものが発生しません。メガネ以外の他の財物、相手のケガも同様です。また、観客についても競技参加者とみなされ、同様に損害賠償が発生しません。 なお、スポーツ競技中以外の場合は、事故の状況により対象が否かを確認することになります。	「保険金をお支払いできない場合」(※)をご確認下さい。 法律上の賠償責任保険が発生しない場合は支払要件を満たさないため、支払対象外となります。
8	車両 (自転車)	行事(サイクリング等)中に、運転していた自転車が他人に接触しケガを負わせた。請求は可能ですか？	主催者に賠償責任が及ぶ事故であれば、請求は可能です。被害者側にも過失割合がある場合は、過失割合によるお支払いとなります。	「この保険は」②をご確認下さい 「保険金をお支払いできない場合」(※)をご確認下さい
9	闘争行為	子ども会活動にて待機中、子ども同士がふざけあって一方にケガを負わせた。請求はできますか？	参加している子どもの行為により主催者以外の会員が死傷した場合は、この保険の支払対象となります。管理責任によるものただし、子ども同士の喧嘩は子ども会の管理責任によるものとは言えないため支払いの対象外となることが一般的です。	「この保険は」②をご確認下さい 「保険金をお支払いできない場合」(※)をご確認下さい

項番	対象判断	質問内容	説明	参照・・・HP 「子ども会賠償責任保険の補償内容のご案内」
10	活動中	子ども会活動中に子ども同士がふざけていたところ相手のメガネを破損した。補償対象になりますか？	子ども会活動中の子どもは第三者とみなしません。財物に損害を与えた場合でも保険金支払い対象外です	この保険は第三者の財物に損害を与えた場合に法律上の賠償責任を支払う保険のため支払対象外です。
11	他子ども会	子ども会活動中、たまたま隣で別の子ども会が行事をしていて、別の子ども会の子どものものにケガをさせてしまい、子ども会に損害賠償を求められた。対象となりますか？	同一行事でなければ、他の子ども会は第三者とみなすことができませんので対象となります	

② 他に保険（共済）がついているけど・・・

12	他保険	子ども会の賠償責任保険以外に、賠償責任保険のついた他の保険（スポーツ安全保険、コープ共済等）にも加入している場合、どのようにすればよいですか？	子ども会賠償責任保険事故報告《第一報》加入者（甲）欄「他の賠償責任保険加入有無」欄に他保険分を報告してください。子ども会の担当保険会社から、他保険の詳細情報（連絡先等）を照会される場合があります。 なお、子ども会賠償責任保険・他保険をあわせても、支払われる保険金が損害賠償額を超えることはできません（請求関係書類として立替払いされた“領収書原本”の提出が必要です）。	
----	-----	---	--	--

項番	対象判断	質問内容	説明
----	------	------	----

③ 結局いくら払われるの？

13	損害額 支払保険金	保険会社から、子ども会に損害賠償責任が発生する（被害者側に過失が無いケース）との算定が出た。最終的にいくら保険金が出るのか？	提出された書類等により、保険会社で決めることとなります。 【物損事故のケース】 修理対応が可能な場合は、修理見積の受当な修理金額が「損害額」となります。（購入年月と購入額から算定した時価額がお支払いの限度となります） 修理が不可能なもの（全損）と認められる場合は、購入年月と購入額から時価額を算定し「損害額」とします。 【計算式】 「損害額」×支払割合（例では100%）－免責金額（子どもの会の自己負担額※）＝支払額（保険金） ※【子ども会損害賠償責任保険の一事事故あたりの免責金額（子どもの会の自己負担額）】 ・対物事故：0円（外部からの借入物は3,000円）・対人事故：0円
----	--------------	---	--

なお、以下の点にご留意願います。

＜被害者に対して＞
事故が発生し、損害を与えたと思われる場合は、当然ですが、被害者に対し誠意をもってご対応して下さい。

＜保険利用に際して＞

事故が発生した場合は、まず子ども会賠償責任保険事故報告書《第一報》を市区町村子連等の窓口へご提出ください。
(用紙は全子連のホームページに掲載してあります。)

その後、都道府県子連(指定都市子連)・全子連を通して保険会社へ報告されます。
あわせて、(物損の場合は)写真・見積書のご準備をお願いします。(ご提出時期は別途ご連絡いたします)

※ご注意 : 全国の保険会社の窓口では、子ども会賠償責任保険の事故の受付・照会はおこなっていません。

このチラシは概要を説明したものです。詳しくは施設所有(管理)者賠償責任保険および受託者賠償責任保険パンフレット、「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」、「普通保険約款・特別約款・特約集」をご用意していますので、ご希望の方は取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

保険金の支払可否は、送付いただいた事故報告書等に基づき保険会社が判断します

■取扱代理店

株式会社 保険代行者
〒141-0031 東京都品川区五反田3-7-14 三信ビル9F
TEL 03-6631-4366 FAX 03-6631-4367

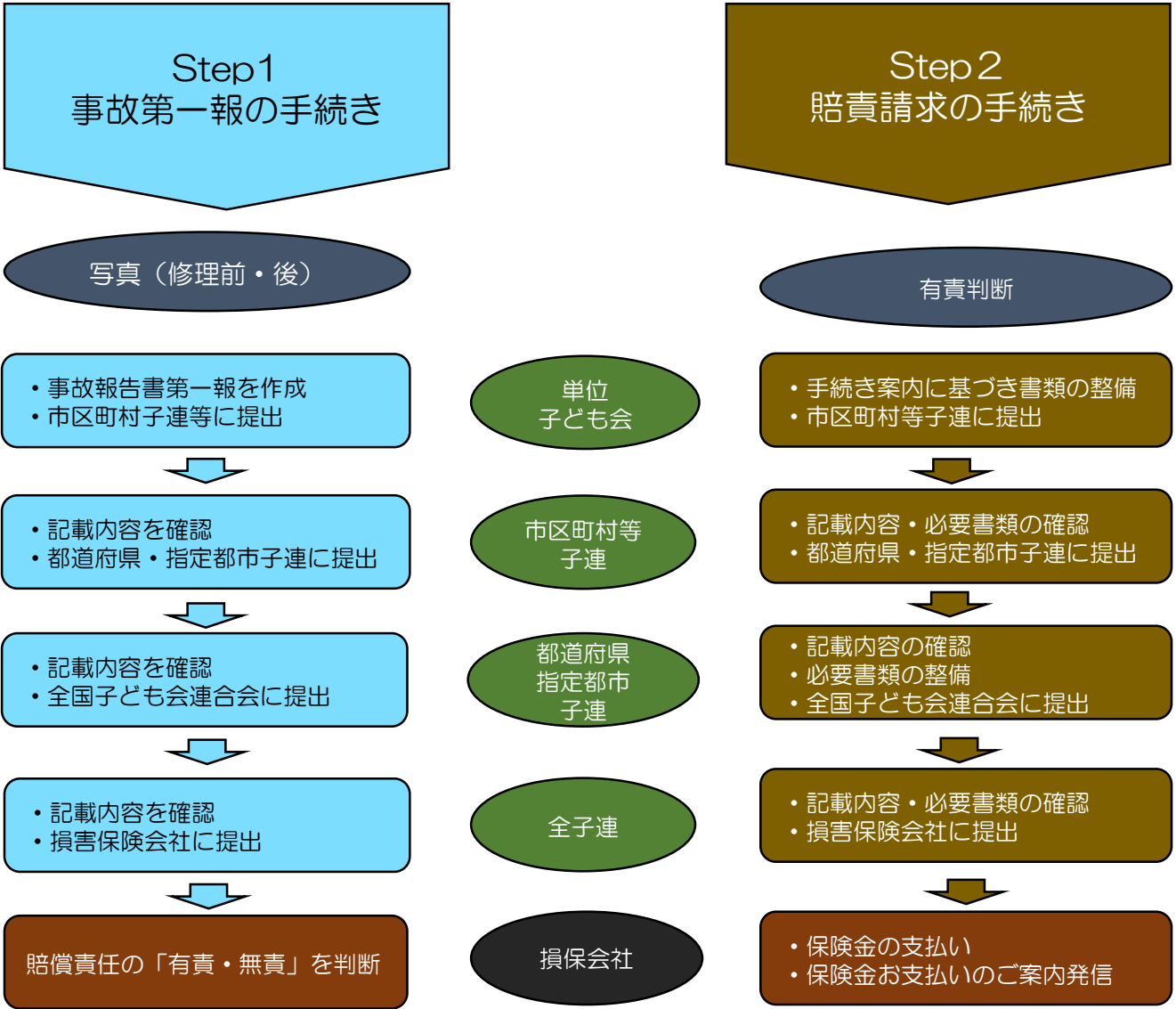
■引受保険会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 広域法人開発部 営業課
〒103-8250 東京都中央区日本橋3-5-19
TEL 050-3460-8162 FAX 03-6734-9609

(2023年3月承認) B22-104653

賠償責任保険 請求の流れ

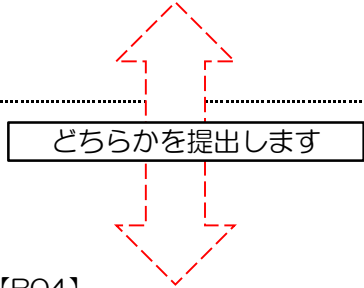
事故が起ったら ～第一報から賠償責任保険金請求の流れ～



必要書類(全子連HPに掲載されています)

様式番号	様 式 名
賠償-1	子ども会賠償責任保険事故報告《第一報》
賠償-2	賠償責任保険 保険金請求書
賠償-3	委任状
賠償-4	お客様の情報に関するお取扱い 兼 同意書
賠償-5	賠償責任事故解決通知書
賠償-6	損害賠償に関する承諾書(免責証書)
賠償-7	全国子ども会賠償責任保険に係る証明書類について
賠償-8	写真・修理明細(見積書)・請求書・領収書貼付用紙

子ども会賠償責任保険 請求関係書類記入要領

書類名		記入要領
1	【BO1】 子ども会賠償責任保険事故報告 《第一報》	事故の状況は「発生原因・状況・結果」について損害保険会社が判断しやすい内容でご記入下さい。
2	【BO2】 賠償責任保険保険金請求書	★印鑑は押さないでください。 ② 保険金請求者＝事故を起こされた方のお名前欄 加害者の方のお名前を記入してください。加害者の方が特定されない場合は、子ども会の代表者名を記入してください。 ④ 他の保険契約欄 → 無い場合は無に〇をしてください。 ⑤ ケガをされた方・損害を被った方（被害者）欄 被害者の方のお名前を記入してください。被害者が学校（又は法人）の場合は学校名（会社名）と校長名（代表者名）を記入してください。 ⑥ 事故日時と状況欄 → 事故日時と事故場所、事故状況等を記入してください。 ⑦ 保険金振込先欄 保険金振込先（1）にすべてを記入してください。会または代表者名義口座をお願いします。
3	【BO3】 賠償責任事故解決通知書	子ども会がすでに被害者（修理業者等を含む）に支払い済みの場合に作成します。 必ず領収書（原本）の提出が必要となります。 （最下段）被保険者欄は、該当子ども会代表者の住所・氏名を記入し押印してください。
	 どちらかを提出します 【BO4】 損害賠償に関する承諾書（免責証書）	子ども会が被害者（修理業者等を含む）に支払わずに、保険会社から直接被害者（修理業者等を含む）に支払う場合に作成します。（免責額は差し引いて相手方に支払います） 状況によっては「示談書」となる場合があります。（別途ご相談）被害者（損害賠償請求者）の方の捺印が必要となります。 被害者の方の同意が得られれば、1枚作成し、双方が(写)をとり、原本は請求書に添付してください。 (写)で了解を得られない場合は、3通作成し双方分と請求書添付分を作成してください。 子ども会が支払済みの場合でも使用できます。”
4	【BO5】 委任状	該当子ども会代表者の住所・氏名を記入し押印してください。
5	【BO6】 お客様の情報に関する取扱い 兼 同意書	加害者の方が署名・捺印し、同意した日を記入してください。 加害者が未成年の場合、加害者の保護者（親権者）の氏名を記入してください。その際は、（被保険者）欄はお子様のお名前を記入してください。 押印もお忘れなくお願いします。
6	【BO7】 全国子ども会賠償責任保険に係わる証明書類について	子ども会の活動中であることを、県・指定都市子連が証明します。[発信番号]を付し、都道府県・指定都市子連にて作成してください。印もお忘れなくお願いします。 名簿と行事計画書の添付もあわせてお願いします。
7	【BO8】 写真・修理明細（見積書等）・請求書・領収書貼付用紙	写真、修理明細・領収書等を貼付します。 写真は 修理前・修理後 が必要です。【車の場合は修理箇所、全体、ナンバープレート入りの写真が必要です。】 他の貼付用紙でも可。 領収書は原本 が必要です。（免責証書の場合は不要）

R5年1月改訂

子ども会賠償責任保険事故報告《第一報》

【B01】

報 告 日： 令和 〇 年 6 月 7 日

対人・対物
(いずれか〇)

事故を起こした人(加害者)が特定できない場合は、主催団体の代表者名を記入してください。

主 催 者 (事故の責任が求められる子ども会)	団 体 名	大塚子ども会
	代 表 者 名	大塚 太郎
	住 所	東京都文京市大塚1-1-1
	担 当 者	音羽 花子
	連 絡 先	042-111-6666
(共催者があれば共催者名)		

主催団体に関する事項を記入ください。

事 故 日 時	令和 〇 年 6 月 4 日 (土曜日) 午前・午後 10 時 30 分頃
事 故 場 所	大塚小学校グラウンド

＜事故を起こされた方＞

加害者 (甲)	所属子ども会名	主催子ども会と同じ		共催子ども会と同じ	
	住 所	東京都文京市大塚2-3-4			
	氏 名	根津 太郎	男・女	10 才(他 名)	TEL 042-111-8888
	他の賠償責任保険加入有無	有/無	保険名称	個人賠償(たんぽぽを含む)	その他()
		会社名			

加害者が個人賠償責任保険に加入の有無を記入してください。
有の場合は保険名称・会社名を記入してください。

＜ケガをされた方・損害を被った方(被害者)(学校等の場合は学校名)＞

被害者 (乙)	住 所	東京都文京市大塚3-3-3		
	氏 名	大塚小学校 校長 湯島 一郎	男・女	55 才 TEL 042-111-9999

＜事故の状況＞

事 故 発 生 状 況	事故の発生原因・状況・結果など右欄に詳しく記入して下さい。 ①甲と乙は、事故のとき、何をしていましたか。 ②事故の原因は何ですか。 ③甲は乙に対してどのような損害を与えて賠償責任を負うに至ったのですか。 ④事故の後、どのような措置をとりましたか。		＜行事名： ソフトボール練習 記入例 ＞ ソフトボールのバッティング練習で打った球が、 誤った方向へ飛んでしまい、防球ネットを超えて 校舎一階の窓ガラスに当たり、窓ガラスが割れて しまった。 すぐに、小学校へ連絡して破損箇所の写真を撮り、大塚ガラス店へ修理依頼を行った。			
	事故の状況図・見取り図 概略図を記入ください。		修理代金・修理業者がわかる場合は記入してください。			
被 害 損 害 状 況	対物	◎修理見積金額	15,000 円	対人	◎ケガの部位：	
		◎修理者名・連絡先	042-111-8899 大塚ガラス店		◎治療状況：	入院 通院 手術
		◎修理不可能な場合：	破損物の購入年月 及び購入額＝ 年 月 円		◎病院名・連絡先：	

個人情報、子ども会賠償責任保険の引受の審査及び履行のために利用いたします。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。ただし、非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

市区町村子連／都道府県(指定都市)子連 等記入欄

市区町村等子連名	文京市子ども会育成連絡協議会
(校区・学区がある場合) 校区・学区名	文京地区
県(指定都市)子連名	特定非営利活動法人東京都子ども会連合会
担 当 者 名	白山 弥生

全子連処理欄

全子連管理No.	受付印
—	

賠償責任保険保険金請求書

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 行

保険契約にもとづき保険金を請求します。

保険金は下記の口座に振込ください。

指定口座への振込みをもって保険金を受領したものとします。

①請求日・・・請求書作成日を必ずご記入ください。

請求日 令和 〇 年 6 月 11 日

②保険金請求者・・・賠償責任を負った方が保険金請求者となります。

おとこ	フリガナ	トウキョウトフ	ンキョウ	ウシオ	オツカ	6
	ガナ	ー	1	ー	1	4
		セ	ン	コ	ク	ド
		モ	カ	イ	ヒ	ル
〒112-0012	東京都文京区大塚6-1-14 全国子ども会ビル3階					
おなまえ	フリガナ	セ	ン	コ	ク	ド
		モ	カ	イ	レ	ン
		コ	ウ	カ	イ	
事故	事故を起こした人が特定できない場合は 主催団体の代表者名を記入してください 本人・親権者・その他() 事故を起こされた方のお名前 TEL 042 - 111 - 8888 根津 太郎 (10) 歳					

③ご契約内容・・・ご請求される保険をご記入ください。

(保険証券をご確認ください)

証券番号	加害者が他の賠償責任保険の加入の有無を記入してください。
全子連が記入し	有の場合は保険会社名および請求の有無を記入してください。

④他の保険契約・・・今回の事故でお支払いの対象となる他の賠償責任保険契約の有無・内容等をご記入ください。

会社名	証券番号／保険種類	ご請求の有無
有		有・無
無		有・無

⑤ケガをされた方・損害を被った方(被害者)

おとこ	フリガナ	トウキョウトフ	ンキョウ	ウシオ	オツカ	
	ガナ	3	-	3	-	3
〒200-0001	TEL 042 - 111 - 9999					
	東京都文京市大塚3-3-3					
おなまえ	フリガナ	ユ	シ	マ	イ	チ
		ロ	ウ			
	湯島 一郎					
職業	大塚小学校 校長				性別	男

被害者が学校(法人)の場合は校長名(代表者名)を記入してください

⑥事故日時と状況・・・事故の状況を出来るだけ詳しくご記入ください。

事故日時	令和 〇 年 6 月 4 日 (土 曜日)
	午前 10 時 30 分頃 天気 晴れ
事故場所	大塚小学校 グラウンド
事故状況	ソフトボールのバッティング練習で打った球が、誤った方向へ飛んでしまい、防球ネットを超えて校舎一階の窓ガラスに当たり、窓ガラスが割れてしまった。すぐに、小学校へ連絡して破損箇所の写真を撮り、大塚ガラス店へ修理依頼を行った。
事故証明欄	上記事故について相違ないことを証明します。
証明者 住所	この欄は記入不要です
氏名	電話

⑦保険金振込先・・・通帳等をご確認のうえ、正確にご記入ください。

保険金振込先 (1)	東京中央	銀行	店番	1 5 0	本店	預金種類	普通	口座番号	3 2 1 3 2 1 1
	ゆうちょ銀行 ※1	信用金庫	大塚	支店	当座	再発行番号 ※2		口座番号	
	口座名義	フリガナ	オ	オ	ツ	カ	タ	ロ	ウ
		大塚太郎							
保険金振込先 (2)	お支払い	フリガナ	トウキョウトフ	ンキョウ	ウシオ	オツカ	1 - 1 - 1	オ	オ
		カ	コ	ド	モ	カ	イ	カ	イ
		チ	ョ	ウ	オ	オ	ツ	カ	タ
		ロ	ウ						
〒200-0001		東京都文京市大塚1-1-1 大塚子ども会会長 大塚太郎							

※1 ゆうちょ銀行へのお振込みについては、総合口座(「ばるる」を含む)のうち、送金機能が設定されている口座をご指定ください。

※2 再発行番号がある場合は、その番号をご記入ください。

通帳をご確認のうえ
ご記入ください

代理店 受付印	営業店受付印
振 者	

1. 損害額を加害者側が支払った場合は、加害者側の振込先口座を記入してください。
「B03賠償責任事故解決通知書」の提出が必要になります。

2. 被害者もしくは直接修理業者等に支払う場合は「B04損害賠償に関する承諾書(免責証書)」に振込先口座を記入してください。

3. お支払い通知送付先は必ずご記入ください。

記入例は子ども会代表者が損害額を支払って「B03賠償責任事故解決通知書」で対応したケースで記載しています。

「B04損害賠償に関する承諾書(免責証書)」で処理した場合は振込先口座は記入せずお支払い通知送付先に子ども会代表者の住所・氏名をご記入ください。

賠償責任事故解決通知書

【B03】

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 行

子ども会(加害者)が修理代等の損害賠償額を支払って解決した場合に使用します。

被害者もしくは修理業者等へ損害賠償額を支払う場合は、「B6 損害賠償に関する承諾書(免責証書)」を使用します。

保 険 契 約 者	公益社団法人 全国子ども会連合会
証 券 番 号	(全子連で記入)
事 故 年 月 日	令和 ○ 年 6 月 4 日
事 故 場 所	大塚小学校 グラウンド
事 故 状 況	

ソフトボールのバッティング練習時に打った球が誤った方向へ飛んでしまい、防球ネットを越えて小学校校舎一階の窓ガラスに当たり、破損させてしまった。

加 害 者 (事 故 を 起 こ され た 方)	住所：東京都文京市大塚2-3-4 氏名：根津 太郎
被 害 者 (相 手 方)	住所：東京都文京市大塚3-3-3 氏名：大塚小学校校長 湯島 一郎
相 手 方 損 害 額	15,000 円
示 談 書 を 提 出 で き な い 理 由	① 賠償金は相手方に支払済ですが、示談書は作成しておりません。賠償金支払いの証として、領収書 もしくは 振込票 を添付します。 ② 被害者が官公庁である為、示談書を取付けできませんでした。支払済みの納付命令書を添付します。

修理代等の損害賠償額

上記事故については、別添のとおり、令和 ○ 年 6 月 10 日 に相手方に対して、損害賠償金 15,000 円 を支払いました。

つきましては、下記のとおり確約いたしますので、この賠償責任事故解決通知書をもって、相手方との示談書に代えて保険金を請求いたします。

領収書の日付

1. 上記保険金の受領により、万一他から何らかの苦情または異議申立てがありましても、当方で解決し、保険会社には一切ご迷惑をおかけいたしません。
2. 上記保険金(免責金額があれば、それを差し引いた後の金額。限度額があれば、限度額適用後の金額)の受領により、今後一切、この事故による保険金の請求はいたしません。

署名日を記入してください

令和 ○ 年 6 月 11 日

被 保 険 者
(子ども会代表者)

住所

東京都文京市大塚1-1-1

主催団体の子ども会代表者

氏名

押印してください

大塚 太郎

印

損害賠償に関する承諾書（免責証書）

【B04】

当事者 甲 ← 加害者の子ども会代表者名

提出日 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

大塚子ども会 会長 大塚 太郎 様

当事者 乙 （損害賠償請求者） ← 被害者

〒 200 - 0001

住 所 東京都文京市大塚3-3-3

氏 名 大塚小学校校長 大久保 大介

印

「2」は被害者(乙)が
損害額を支払っている
場合または損保会社が
修理業者等に直接支払
う場合に記入してくだ
さい

「1」は加害者(甲)
が被害者(乙)に賠償
金額を支払って解
決した場合に記入
してください

事故日時	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 午前・午後 10 時 30 分
事故場所	大塚小学校 グラウンド
事故状況	ソフトボールのバッティング練習で打った球が誤った方向へ飛んでしまい、防球ネットを越えて小学校校舎一階の窓ガラスに当たり、破損させてしまった。

上記事故によって、私 乙が被った損害に対する一切の損害賠償金として下記承諾条件の損害賠償額を受領ののちは、甲に対してその余の請求を放棄するとともに、同金額以外に相互に何ら債権債務のないことを確認いたします。なお、今後裁判上・裁判外を問わず何ら異議の申し立て、請求をいたしません。

承諾条件	甲の損害賠償額	甲は乙に対して金 15,000 円を賠償する。
	支払の方法 ※1か2のいずれかに○印を付してください	1. 上記損害賠償金 円は、甲より 令和 年 月 日に受領しました。 ②. 上記損害賠償金の支払は、甲の損害賠償保険より受領する保険金 15,000 円（甲の自己負担額 0 円を除いた金額） について、保険会社から下記銀行口座への振込で行う。 また甲は、自己負担額 0 円を下記銀行口座へ振込む。

振込先が1ヶ所の場合は（イ）の欄のみに記入し、振込先が2ヶ所ある場合は、（イ）（ロ）両欄にそれぞれ記入してください。

(イ) 銀行振込指示欄										(ロ) 銀行振込指示欄									
振込額	千	百	十	万	千	百	十	円		振込額	千	百	十	万	千	百	十	円	
				¥	1	5	0	0	0										
口座名義 (加加)	大塚ガラス店									口座名義 (加加)									
住所	東京都文京市大塚3-4-5									住所									
振込先 (銀行)	文京		銀行 信金 信組		大塚		本店 支店			振込先 (銀行)									本店 支店
	口座種類		店No.		口座番号						口座種類		店No.		口座番号				
	普通		1 2 0		1 2 3 4 5 6 7														
振込先 (郵便 ※1)	ゆうちょ		銀行		口座種類					振込先 (郵便 ※1)					口座番号				
	口座記号		※2		口座番号										口座番号				
内容	① 修理費 2. その他 ()									内容	1. ()								

【自己負担額(免責金額)について】

施設所有者賠償責任保険の場合は

0円

受託者賠償責任保険の場合は

3,000円

【被害者が修理代等を支払っている場合】
銀行振込指示欄は被害者の内容を記入して
ください

【損保会社が修理業者に直接支払う場合】
銀行振込指示欄は修理業者の内容を記入し
てください

※1 ゆうちょ銀行へのお振込については、総合口座（「ば・る・る」を含む）のうち送金機能が設定されている口座をご指定ください。

※2 再発行番号がある場合はご記入ください。

※3 口座番号は左づめでご記入ください。

返信管理ID：

【B05】

令和 ○ 年 6 月 11 日

提出日を記入してください

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社御中

委任状

証券番号	第	号	被保険者	
事故発生日		年 月 日	保険金	

貴社の上記の契約に関する保険約款の定めるところに従い、保険金の請求・受領に関する一切の権限を代表者に委任します。

委任日を記入してください

令和 ○ 年 6 月 11 日

(受任者) 住 所 東京都文京区大塚6-1-14
代表受取人 公益社団法人 全国子ども会連合会 会長 美田 耕一郎

押印してください

(委任者) 住 所 東京都文京市大塚1-1-1

受取人 大塚子ども会 会長 大塚 太郎

印

(委任者) 住 所 委任日現在の主催団体の住所・団体名・代表者名を記入してください

受取人

印

(委任者) 住 所

受取人

印

(委任者) 住 所

受取人

印

【お客様の情報に関するお取扱い】

保険金のご請求にあたって、必ずご確認のうえご同意くださいますようお願い申し上げます。

弊社は、保険金のご請求に関してお客様等の情報をご提供いただき、必要な範囲内で適法かつ公正に情報を収集させていただきます。これらの情報は以下の目的の範囲で利用させていただきます、法令で定められている場合または下記お客様の情報の外部への提供等について>に記載されている場合を除き、お客様の同意なしに目的の範囲外で利用したり、第三者に提供することはありません。

<利用目的について>

お客様からお預かりした情報は、保険金の迅速・円滑・適正なお支払いに利用させていただきます。

<法令に基づく利用目的の制限について>

弊社は保険業法
営の確保、その

【加害者が未成年の場合】

同意者欄は加害者の親権者を記入してください。
被保険者欄は加害者を記入してください。

保険業の適切な運

<お客様の情報>

お客様からご提
に提供すること
す。

【加害者が成人の場合】

同意者欄は加害者を記入してください。

次の場合、外部
することがありま

- ① 個人情報の保護に関する法律その他法令等により外部への提供が必要と判断された場合
- ② 弊社のグループ会社・提携先企業へ提供する場合
- ③ 保険金の適正および迅速な支払いのために保険事故関係者（当事者、相手方、保険会社、医療機関、修理会社、保険契約者等）へ提供する場合
- ④ あらかじめ守秘義務契約を締結した業務委託先（保険代理店を含みます）等へ提供する場合
- ⑤ 再保険金請求等のために再保険会社等へ提供する場合
- ⑥ 情報交換制度に基づき、損害保険会社・共済等の間で情報を共同利用する場合
- ⑦ 他の保険契約等（共済契約等も含みます。以下同様とします）がある場合、その保険契約等の損害保険会社・共済等に対して、負担部分を超える額を求償するために必要な情報（支払責任額等契約の内容、損害額等事故に関する情報、支払保険金等に関する情報）を、その保険契約等の損害保険会社・共済等へ提供する場合
- ⑧ 上記①～⑦の場合において、弊社が情報の提供を受ける場合

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

令和 〇 年 6 月 11 日
(同意日を必ずご記入ください)

同 意 書

お客様の情報に関する取扱い」の記載事項を確認し、保険金の支払いなど保険業の適切な運営に必要な範囲において、情報の取得・利用・提供を行うことに同意します。

(同意者)

住 所 東京都文京市大塚2-3-4

氏 名 根津 京一郎 印

被保険者との続柄 父
(同意者と被保険者が異なる場合)

(被保険者)

住 所 同意者と同じ

氏 名 同意者と同じ 根津 太郎 生年月日 令和 X 年 5 月 5 日

事故日 令和 〇 年 6 月 4 日

※ 同意は原則として被保険者本人が行ってください。被保険者が未成年である場合、お亡くなりになっている場合には、それぞれ親権者、相続人等がお書きください。

証明日を記入してください

令和 ○ 年 6 月 11 日

公益社団法人 全国子ども会連合会

会 長 美田 耕一郎 殿

押印してください

都道府県・指定都市子連名 特定非営利活動法人東京都子ども会連合会

代表者名 東京 一郎

印

証明日現在の代表者名を記入してください

全国子ども会賠償責任保険に係る証明書類について

(子ども会安全共済会加入者及び子ども会活動中)

下記の子ども会で発生した事故は、年間計画に示された活動であり、子ども会活動事故であることを証明する。

さらに、主催者の子ども会は、子どもと大人の両者が安全共済会加入者であることを明する。

記

1. 子 ども 会 名 大塚子ども会

証明日現在の子ども会代表者名を記入してください

2. 代 表 者 名 大塚 太郎

住 所 東京都文京市大塚1-1-1

3. 連 絡 先 TEL 042 - 111 - 3333

4. 事 故 日 令和 ○ 年 6 月 4 日 (土)

以上

(子ども会賠償責任保険 保険金請求用)

写真・修理明細(見積書)・請求書・領収書貼付用紙

領収書(原本)

免責証書の場合は領収書は不要です。
ただし、請求書の提出が必要です。

写真(修理前)

写真(修理後)

【車の場合】

- 1.修理箇所
- 2.車全体
- 3.ナンバープレートの入っている写真

が必要です。

修理明細書
(見積書等)

請求書

資料が複数の場合は、重なることが少ないようにお貼りください。
(用紙が複数枚となってもかまいません)

安全共済会・変更事項一覧

No.	内容	詳細	備考	変更年月日
1	共済会費	年間通して120円	p6	R6. 4
2	補償内容	往復路の範囲拡大	p3	R5. 4
3	補償内容	交通事故が対象	p3	R5. 4
4	補償内容	成長痛についてオスグッド病を除き対象	p3	R5. 4
5	補償内容	子ども会活動中に感染したとわかる食中毒を除き、感染症（インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症等）は対象外	p3	R5. 4
6	様式	O3、O4 の性別欄削除、年齢欄の変更	p4	R6. 4
7	様式	O7 の性別欄削除、年齢欄の変更	p4	R7. 1
8	【ネット】加入者登録	登録フォームから性別の削除		R7. 3
9	【ネット】行事登録	登録フォームに備考欄追加。		R7. 3
10	【ネット】追加加入の補償開始	加入者登録が完了した日の翌日 0 時から始まり当該年度の3月31日24時までとする。 ※事務詳細は追って連絡します。	p6	R7. 4
11	転入時の会費	他の都道府県、名古屋市子連からの転入の場合は、転出元での加入有無に関わらず、新規加入の手続きが必要	p6	R7. 4
12	請求時の遅延届	請求権発生日から 60 日を超えた請求日であっても、全子連より遅延理由の照会があった場合のみの提出で可。	p17	R5. 4

●今後予定されている変更内容

No.	内容	詳細	変更予定年月日
1	年間行事計画書の改訂	登録（記載）項目は「行事・活動名」と「備考」のみ	R8
2	医療共済金の下限	1,000 円以下でも支払い対象	R8

●ネット加入における追加加入の補償開始

- ・ネット加入で追加加入した被共済者の共済期間は加入者登録が完了した日の翌日 0 時から始まり当該年度の3月31日24時までとする。（規程細則【事業方法書】12(2)）
- ※詳細な事務については、追って通知します。

●転入出時の事務について

- ・異なる都道府県（指定都市）子連に所属する子ども会に変更した場合は、変更前の子ども会を脱退し、変更後の子ども会に新規加入するものとする。（規定細則【共済約款】8(2)）